

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

東北財務局長

【提出日】

2021年6月30日

【事業年度】

第14期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】

Spiber株式会社

【英訳名】

Spiber Inc.

【代表者の役職氏名】

取締役兼代表執行役 関山 和秀

【本店の所在の場所】

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地1

【電話番号】

(0235)25－3907(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役 蓑田 正矢

【最寄りの連絡場所】

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地1

【電話番号】

(0235)25－3907(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役 蓑田 正矢

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益 (千円)	394,444	200,000	233,307	200,000	200,000
経常損失(△) (千円)	△284,266	△2,524,639	△2,663,155	△5,137,359	△6,194,996
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△863,815	△2,782,127	△2,671,173	△5,271,308	△6,559,021
包括利益 (千円)	△857,675	△2,768,179	△2,728,897	△5,058,876	△6,811,330
純資産額 (千円)	11,747,574	10,294,872	13,445,914	14,264,233	14,116,982
総資産額 (千円)	14,054,887	11,590,574	14,909,523	17,442,047	30,492,899
1株当たり純資産額 (円)	562.33	482.07	599.67	603.94	559.53
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△43.78	△140.64	△129.90	△248.68	△284.75
自己資本比率 (%)	78.94	83.06	85.93	78.16	44.11
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,310,283	△2,185,442	△2,001,494	△2,371,613	△2,377,907
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,160,387	△1,868,002	△1,282,295	△3,780,176	△5,428,826
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	1,308,600	5,841,741	3,039,965	12,395,579
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	7,557,535	4,812,690	7,346,570	4,274,042	8,883,949
従業員数 (人)	120	135	156	180	211

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益 (千円)	394,444	200,000	263,307	200,000	200,000
経常損失(△) (千円)	△577,134	△2,559,324	△2,586,495	△4,967,162	△5,881,884
当期純損失(△) (千円)	△869,955	△2,796,074	△2,630,128	△5,081,813	△6,449,273
資本金 (千円)	7,326,660	8,126,860	11,226,830	14,415,428	17,716,357
発行済株式総数 (株)	19,729,100	20,209,000	21,803,100	23,321,480	24,790,290
純資産額 (千円)	11,140,995	9,660,397	12,910,209	13,705,591	13,870,988
総資産額 (千円)	13,240,819	10,738,588	14,156,819	16,642,029	29,932,692
1株当たり純資産額 (円)	564.70	483.71	604.25	607.21	576.45
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△44.10	△141.35	△127.91	△239.74	△279.98
自己資本比率 (%)	84.14	89.96	91.19	82.36	46.30
従業員数 (人)	120	135	156	178	186

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社の株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は配当を行っていませんので、1株あたり配当額及び配当性向について記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であります。

2 【沿革】

当社の取締役兼代表執行役である関山和秀と取締役兼執行役である菅原潤一は、「人類規模の課題を解決する」という志の下、2004年9月より山形県鶴岡市にある慶應義塾大学先端生命科学研究所にてクモフィブロイン(注)繊維（以下、クモ糸）の人工合成の研究を開始しました。そして2007年1月、実験室レベルでのクモ糸人工合成を成功させたことをきっかけに、「より豊かで持続可能な人類社会の実現に貢献するために、タンパク質素材を持続可能な次世代の基幹素材として普及させる」ことをビジョンに掲げ、同年9月に当社を設立いたしました。

(注) クモの糸や蚕の絹の主要成分である繊維状タンパク質の一種。物理的な構造材料としての役割を担う構造タンパク質のひとつ。

年月	概要
2007年9月	神奈川県藤沢市にてスパイバー株式会社(資本金10百万円)を設立
2008年6月	山形県鶴岡市に本社移転
2014年3月	会計監査人設置会社へ移行
2014年6月	監査役設置会社から委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)に移行
2014年9月	小島プレス工業株式会社との合併により、Xpiber株式会社(現・連結子会社)を設立
2015年4月	Spiber株式会社に社名変更
2015年4月	新本社研究棟の竣工に伴い、Spiber株式会社およびXpiber株式会社の現住所へ本社を移転
2018年8月	株式会社シンプロジェン(現・関連会社)の株式取得
2018年11月	Spiber (Thailand) Ltd.(現・連結子会社)を設立し、タイ国に量産設備の建設検討を開始
2019年8月	アパレル分野を中心とする製品販売の段階的实施
2020年2月	株式会社YUIMA NAKAZATO(現・連結子会社)の株式取得
2020年9月	Spiber Holdings America Inc.(現・連結子会社)及びSpiber America LLC.(現・連結子会社)を設立し、米国に量産設備の建設検討を開始

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社であるXpiber株式会社、Spiber (Thailand) Ltd.、株式会社YUIMA NAKAZATO、Spiber Holdings America Inc.、Spiber America LLCにより構成されています。以下同じ。)は、より豊かで持続可能な社会を実現するため、人類が直面している様々な世界規模の課題を解決することを使命としており、「構造タンパク質」を持続可能な新世代の基幹素材として普及させるための研究開発に取り組んでおります。当社グループの主要な事業セグメントは構造タンパク質事業であります。

(1) 研究開発の概要

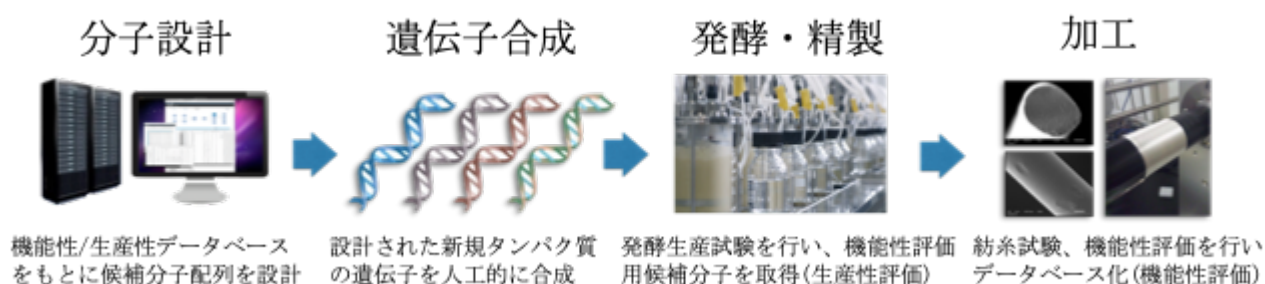
約38億年前の生命誕生以来、地球上のあらゆる生物はその体を造る基幹素材としてタンパク質を利用してまいりました。クモが命綱に使う糸の重さあたりの強靱性は鉄の約340倍であり、その優れた衝撃吸収性は他を圧倒しております。アリの歯はチタン合金並みの硬度を有し、ある種の昆虫に見られる驚異的な跳躍力は彼らに搭載されたエネルギーロスの少ないゴム組織により実現されております。ウールやカシミアも生物由来の材料ですが、保温性や吸湿速乾性など、衣料材料として優れた特性を有することは広く知られております。これらの主成分はみなタンパク質であります。タンパク質は20種類のアミノ酸からなる生体高分子であり、結合させるアミノ酸の種類や個数を変えることで多様な機能を生み出すことができます。地球上には、何十億年もの間、突然変異と自然淘汰の中で洗練されてきた膨大な種類のタンパク質が存在しております。

石油をはじめとする化石資源に頼らず、地上資源の循環によって成り立つ持続可能な社会を実現する上で、タンパク質素材の果たしうる役割は大きい一方、その普及には多くの障壁が存在します。生き物が作り出す素材は、魅力的な性能を持つ一方で、工業利用に必要なその他の基本性能や均質性の担保に課題があり工業利用は困難を極めます。また、クモを始めとし、そもそも家畜化に適さない生物も多く存在します。タンパク質を素材として普及させるには、それぞれの産業・用途で求められる性能要件を満たすタンパク質素材を、低コストかつ安定した品質で生産する技術の確立が必要不可欠であります。こうした背景の中、以下の素材開発/生産プロセスを基盤に当社の開発する構造タンパク質素材(以下、「本素材」といいます。)を普及させるための研究開発に取り組んでおります。

① プロセスの概要

当社グループでは、独自の分子構造・性能・生産性をもつタンパク質を分子レベルで設計する技術、設計したタンパク質を人工的に大量生産する技術、大量生産したタンパク質を繊維・樹脂・フィルムなど用途に応じた形態の素材に加工する技術を独自に開発しております。

- (A) 分子設計：目的の特性をもつタンパク質素材を得るためのアミノ酸配列をコンピューター上で設計します。
- (B) 遺伝子合成：設計したタンパク質に対応する遺伝子(DNA)を化学的に人工合成します。
- (C) 発酵：合成した遺伝子を導入した微生物に糖類等の栄養源を与えて培養し、設計したタンパク質を生産させます。
- (D) 精製：発酵後の培養液から設計したタンパク質を取り出し、微生物の残渣等から分離します。
- (E) 加工：設計したタンパク質を加工し、繊維・樹脂・フィルムなど後工程での用途に応じた形態に成型します。



② プロセスの特徴・革新性

- (A) テーラーメイド分子設計：当社グループではこれまで既に大量のタンパク質分子を設計し、素材としての機能性・生産性などの評価をしてデータベース化しております。こうした膨大なデータから、アミノ酸配列の違いが強度、伸縮性、親水・疎水性、紫外線耐性、生体適合性などの素材特性にどのような影響を与えるかについての知見を蓄積しております。分子設計が可能であることは本素材の極めて画期的な特徴であり、すなわち最終用途に応じて求められる性能の素材をテーラーメイドで設計できるようになることを意味します。これは「素材ありきのものづくり」から、「用途ありきのものづくり」へのパラダイムシフトであります。
- (B) 環境性：本素材は、微生物を用いた発酵プロセスによって生産しており、その原材料、すなわち微生物の栄養源は、糖類などの農業作物由来の資源（バイオマス）であります。石油等の枯渇資源に頼らず、バイオマスを原材料として生産が可能であり、高い生分解性も期待できることから、持続可能な循環型素材といえます。
- (C) 単一プロセス複数プロダクト：微生物を利用したタンパク質の発酵生産においては、タンパク質の設計図となる遺伝子さえ変えれば、ひとつの生産プロセスで膨大な種類のタンパク質の生産が可能です。すなわち、同一工場、同一原料で無数のバリエーションの素材が生産できます。

(2) 事業の概要

当社グループは、現在は構造タンパク質素材の普及に向けた研究開発段階にありますが、中期的には当社グループで構造タンパク質素材の商業生産を行い、顧客に対して構造タンパク質素材、又は素材を用いた製品を販売することで収益基盤を構築する予定であります。2019年にはTHE NORTH FACEブランドにてTシャツ（PLANETARY EQUILIBRIUM TEE）、アウトドアジャケット（MOON PARKA）を発売し、Spiberは独自に開発したBrewed Proteinの素材生産、販売を開始しました。

なお、2018年11月21日に設立したSpiber (Thailand) Ltd.が、タイ国において2021年以降にBrewed Proteinの商業生産を開始する予定です。更に、米国においても、商業生産の拡大を目的にArcher-Daniels-Midland Companyと協業提携をしております。なお、2020年9月8日にSpiber Holdings America Inc.、2020年9月9日にSpiber America LLC.を設立しました。また、2014年9月に小島プレス工業株式会社との合弁により設立したXpiber株式会社は、その原料を用いた素材の製造・販売に関する一部機能を担う予定であります。そして、当社グループが目指す長期的なビジネスモデルは、知的財産の独占的基盤に基づく「ライセンスビジネス」であります。当社グループによる素材の商業生産により普及の礎を築いた後は、第三者への技術ライセンスを行うことで素材製造規模を加速度的に拡大し、世界規模での普及を実現する予定であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Xpiber株式会社	山形県鶴岡市	(百万円) 100	構造タンパク 質事業	(所有) 直接 100.0	本社及び研究開発施設の賃借 役員の兼任
Spiber (Thailand) Ltd.	バンコク、 タイ王国	(百万THB) 2,450	構造タンパク 質事業	(所有) 直接 99.9	当社グループのタイ王国にお けるプラント建設、稼働準備 役員の兼任
Spiber Holdings America Inc.	デラウェア州、 米国	(千USD) 110	構造タンパク 質事業 (持株会社)	(所有) 直接 100.0	中間持株会社として米国にお ける当社グループ会社の管理
Spiber America LLC	デラウェア州、 米国	—	構造タンパク 質事業	(所有) 間接 100.0	当社グループの米国における プラント建設、稼働準備
株式会社YUIMA NAKAZATO	東京都渋谷区	(百万円) 104	アパレル事業	(所有) 直接 73.2	当社素材を採用したアパレル 製品のデザイン・製造・販売
(持分法適用会社) 株式会社シンプロ ジェン	兵庫県神戸市灘 区	(百万円) 568	長鎖DNA合成 事業	(所有) 直接 30.0	知的財産権の実施許諾 共同研究開発 役員の兼任

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. Spiber (Thailand) Ltd.は、特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(名)	211
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 前連結会計年度に比べ従業員数が31名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 当社グループにおける報告セグメントは構造タンパク質事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
186	34.9	3.5	4,036,140

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が8名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

「素材」は、全ての産業を支える最も重要な社会的基盤の一つです。新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、全世界的に持続可能な社会への転換に向けた動きが加速する中、長期的に見れば、大半のエネルギーは再生可能エネルギーに転換されることが見込まれ、今後、素材分野においては、原料を枯渇資源に頼らない（脱化石資源）ことと、生態系への影響・環境汚染が懸念されるプラスチックを中心とするゴミが環境中に蓄積しないこと、が重要な視点となります。特に、使用中にプラスチックが環境中に放出されるリスクのある製品群、例えば衣類（洗濯排水から流れ出る化学繊維）、種々の使い捨て用品、化粧品や洗顔料に添加剤として使用されるプラスチック、使用中に摩耗する製品などは、海洋分解性を含む環境分解性を持った素材に転換していくことが望ましいと考えられます。しかしながら、農作物などの再生可能資源をもとにつくられ、海洋分解性を含む環境分解性を備えた循環型素材の選択肢は、現状極めて限られていると言わざるをえません。当社グループが開発・産業化を進めてきた「タンパク質」は、正にその社会的要請に応え、人類の持続可能な素材の選択肢を拡張することに大きく貢献する可能性を秘めた素材です。その潜在力と将来性、当社の本領域における圧倒的な競争優位性、普及に向けた確実な進捗を評価いただくことができ、当連結会計年度において、株式の希薄化を伴わない事業価値証券化により、250億円の資金調達を実現することができました。その背景には、コロナ対策としての異次元の金融緩和・財政出動が大きく影響していることは認識しつつも、気候変動や環境汚染、食料問題や人権問題などを放置することで長期的に社会が負担しなければならないコストに対する認知・理解が進み、ESGを重視する企業やSDGsに取り組む企業の収益性・成長性が、中長期的かつ相対的に高まっていくことの蓋然性の高さを投資家を含む資本主義経済の参加者の多くが認識しつつある、という全社会的な意識の変化があると考えております。

こうした経営環境の中、タンパク質の分子・材料設計技術及び合成生物学的アプローチによる高効率発酵生産技術を含むタンパク質素材の超低コスト生産技術を核として、持続可能なサプライチェーンを設計・構築、それぞれの業界を牽引するトップ企業との適切な連携のもと、ビジネスの実行に不可欠な知的財産の独占的基盤を構築し、タンパク質素材分野における圧倒的な競争優位性を確立するという当社グループの長期戦略実現に向け、以下の課題に継続して取り組んで参ります。

(1) 着実な収益基盤の構築

素材量産販売を開始し、着実に収益基盤を構築することが当社グループの重要なマイルストーンです。生産面では、2018年より建設を進めているタイの発酵生産プラントにつきまして、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により多少の影響は生じたものの、大きな影響を受けることなく、当初予定通り2021年の商業生産開始に向け、引き続き順調に進捗しております。また、現地人材の採用・鶴岡での研修等も概ね完了しており、オペレーション面での準備も滞り無く、進んでおります。他方、当社グループにとって初めての海外での発酵生産プラントであることに鑑み、あらゆる可能性を想定しながら、パートナー企業との連携等を通じ、引き続き慎重に準備を進めてまいります。販売面においては、当連結会計年度にアパレル分野において当社の素材を用いた3製品が、いずれもグローバルで販売され、製品を通じたBrewed ProteinTMの認知を国内外で拡大することが出来ました。また、2020年2月には、従前より協業関係にあったアパレル・ブランド「YUIMA NAKAZATO」への出資を行い、当社グループとしてアパレル産業における本格的な協業を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、パリ・ファッション・ウィーク史上初の試みとなるオンラインイベントに、唯一の日本ブランドとして参加し、新たな衣服作りへのアプローチを行うYUIMA NAKAZATOの挑戦の一つの映像作品にまとめ発表しました。異例の開催の中、その対応力の高さから、国内外で多くのメディアに取り上げられ、世界的なラグジュアリーブランドと肩を並べる評価を得ております。アパレル分野を中心にサステナブルな素材に対する需要がこれまでも増して高まる中、多数の潜在顧客からの素材供給に関する要望を頂いており、素材販売契約の交渉を引き続き進めると同時に、量産規模でのビジネス開始に向けたサプライチェーンマネジメントの体制整備にも努めてまいります。

(2) 更なる事業成長を見据えた先行投資

本素材の大規模な普及・拡大のためには、更なる成長のための準備を現段階から進めることが重要と認識しております。素材生産規模の拡大という観点では、タイでの量産開始以降の速やかな生産規模拡大を見据え、米国にお

ける大規模生産体制の構築に向けた準備を進めております。これにより、より安価且つ大規模に素材を供給することが可能となり、新産業のパイオニアとして圧倒的な地位を確立することが可能になると考えております。当連結会計年度においては、大手穀物メジャーであるArcher-Daniels-Midland Companyとの間で、同社が現在米国に保有する発酵設備等を活用し長期に亘り生産委託を行うことについて正式に合意いたしました。Spiber Holdings America Inc.及びSpiber America LLCの設立、Spiber America LLCのアイオワ州によるEconomic Development Incentive Packageの対象企業としての正式採択（条件達成により最大120万米ドルの支援）等、現地行政とも強固に連携の上、米国での生産拡大に向けた取り組みが本格的に始動しております。また、素材の更なる用途拡大を見据えた研究開発基盤の拡張も並行して進めてまいります。具体的には、鶴岡パイロット設備の改良・設備増強、本社研究棟内における実験室（主にバイオテクノロジー領域・有機化学領域）の拡張を予定しております。当連結会計年度に確立したシーズ技術を中心に研究開発を進め、事業の柱となる素材用途の拡充に努めてまいります。

（3）事業戦略遂行のための大規模資金調達

当社グループでは本素材お普及拡大を図るため多額の研究開発投資と生産設備投資を行う必要があります。これらの資金需要を満たすため、当連結会計年度においては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をアレンジャーとして、事業価値証券化により総額250億円を調達しております。本資金調達は、革新的な手法として国内外で多くの注目を集めております。他方、計画している全ての投資を遅滞なく行うためには、更に一定規模の資金調達が必要となりますので、引き続きエクイティファイナンスや事業価値証券化等による資金調達を継続してまいります。

また、新規株式上場を見据え、社内管理体制の強化も本格化しております。事業の進捗や資本市場の動向に応じ、柔軟に資本政策を選択できるよう、盤石な社内体制・オペレーションの構築に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状態及びキャッシュ・フロー等の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止、分散あるいはヘッジすることにより軽減を図っておりますが、予測を超える事態が生じた場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、記載した事項は、本書提出日現在において判断したものであり、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内外で社会・経済活動に大きな影響が生じており、引き続き注視が必要な状況と認識しております。当社グループでは、感染が急速に拡大した場合の医療提供体制の崩壊を社会・経済における最大のリスクと捉え、出張及び来客対応の原則禁止（2020年2月26日より）、原則在宅勤務への移行（2020年3月3日より。研究開発等の業務については十分な感染防止対策を講じた上で出社）等、県内で感染例が初めて確認された2020年3月31日以前より、早期に対策を講じてまいりました。こうした対応により、本書提出日現在において、当社グループの従業員において感染者は確認されておらず、当社グループの事業活動が大きな影響を受けている状況にはございません。しかしながら、当社グループの拠点を有する日本、タイ、及び米国において、今後研究開発や素材生産、工場の建設管理等の業務に従事する従業員または従業員と生活を共にする家族等が新型コロナウイルスに感染した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染者との濃厚接触が疑われる場合等には、これら活動を一時的に停止する等の事業影響が生じる可能性があります。引き続き感染状況を注視しながら、徹底した感染防止対策を実施の上で、適時的確に対応することで当該リスクを軽減してまいります。

(2) 新しい事業領域であること

本素材はさまざまな市場セグメントにおいて幅広い用途の展開が期待できる画期的な新素材であると考えておりますが、新しい事業領域であることによる不確実性があります。当社グループの新素材の市場への浸透が計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、本素材は既存の素材とは製造プロセス、組成、物性などが異なる新素材であり、これまで各国において本素材の製造・販売を念頭に置いた各種規制が制定されておられません。今後、各国において当社素材の製造・販売に関する新規の規制が制定された場合には当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 研究開発活動に関するリスク

当社グループは、本素材の産業化に向け、新技術の基礎研究、応用研究、製品開発、製造技術開発を含む多岐にわたるテーマの研究開発活動を積極的に行っております。当然ながら当社グループにおける個別の研究開発テーマは費用対効果を考慮した合理的な計画に基づき実行されていますが、すべてのテーマが当社グループの業績に寄与する成果を短期間で生み出す保証はありません。また、人的資源や資金を重点的に投資している重要な研究開発テーマについて、計画された期間内に想定された結果が得られない場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社との競争について

現在、本素材の実用化に向けた研究開発活動は国外においても確認されております。当社グループは素材性能、生産コスト等の面で競合他社に対する優位性を確保する方針ですが、計画したとおりの優位性を発揮し得なかった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの予期しない理由により当社グループの事業上または技術上の秘密情報が競合他社に漏洩した場合、競合他社に対する当社グループの優位性が損なわれ、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合素材について

本素材は、従来の素材にはない様々な特徴を備えておりますが、本素材と同等またはそれ以上の性能を持つ競合素材が開発・事業化された場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 会社組織に関するリスク

- ① 経営面において創業者である取締役兼代表執行役関山和秀に多くを依存しております。今後何らかの要因により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 当社グループの基盤技術は遺伝子工学、発酵工学、高分子化学、繊維工学、機械工学などを含む多分野横断的なものであり、当社グループの研究開発部門には高度な専門的能力や分野横断的なノウハウなどを持つ人材を多数擁しております。そのような人材が退職した場合、重要な技術やノウハウが喪失されることにより当社グループの研究開発の進捗に影響を及ぼす可能性があります。
- ③ 今後は事業拡大に伴い、事業開発・研究開発・経営管理の人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、人員の確保及び内部管理体制の充実が適時に行われない場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営上の重要な契約について

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が解除又はその他の事由に基づき終了した場合、又は契約の相手方の経営方針の変更、経営環境の極端な変化などがあった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外での事業展開に関するリスク

当社グループは事業をグローバルに展開する計画であり、将来的に日本国外での製造・販売を行うための体制構築の準備を進めております。しかし、今後何らかの理由により海外展開に対応するための十分な体制が構築されない場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製造・販売機能の確立に関するリスク

本素材の製造には、多岐にわたる要素技術が必要であり、今後何らかの理由により製造プロセスの構築、製造設備の導入、製造オペレーション体制の構築等が製造機能の確立が当社の想定通りに実現されない場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。とりわけ、タイ国に建設中の当社初の商業プラント及び米国に建設予定の商業プラントについては、世界情勢の変化により建設、立ち上げのスケジュールに変化が起きる可能性があります。また、販売機能についても体制の整備を進める計画ですが、今後何らかの理由によりこうした取組みが当社の想定どおり実現しない場合には当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不測の事故に関するリスク

当社グループの研究開発活動に使用される原料の一部は、消防法上の危険物であります。安全管理の徹底や事業所内における自衛消防隊の設置等により事故発生の防止と発生時の被害極小化に努めておりますが、万が一不測の重大事故が発生した場合には、研究開発活動の停止や復旧及び損害賠償等の費用発生等により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を受ける可能性があります。

(11) 知的財産権に関するリスク

当社グループは、知的財産権が事業活動・研究開発活動、市場競争力に重要な役割を果たしていることを認識し、自社開発された技術を保護するために特許等の知的財産権の確立を進めるほか、将来の製品及び商品の製造・販売に先立ち、第三者が保有する知的財産権を十分調査し、権利を侵害しないように努めております。しかし、予期しない事情により当社グループと第三者との間で知的財産権に関する紛争が発生し、当社グループに不利な裁定がなされた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制に関するリスク

当社グループは、国内外におけるすべての事業活動において、あらゆる法的規制の遵守徹底を前提としています。が、予期せず法令や規制が変更されるなどの理由により、事業の遂行が制限され、または新たな対策が必要となる場合には、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業においては、特に下記のような法的規制の影響を受ける可能性があります。

- ーカルタヘナ法に関連する法的規制(発酵生産プロセスに遺伝子組み換え菌を採用しているため)
- ー危険物の取扱いに関連する法的規制(製造工程において危険物に該当する薬品を使用しているため)

(13) 財務制限条項に関するリスク

当社グループの一部の借入契約には財務制限条項が付されております。当社グループは、本書提出日現在において、当該条項に抵触する可能性は低いものと認識しておりますが、当該条項に抵触した場合には、当該借入金の返済義務が生じるとともに期限の利益を喪失し、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載しております。

(14) その他のリスク

① 資金繰り及び資金調達等に関するリスク

当社グループのようなバイオテクノロジー企業においては、多額の研究開発費が先行して計上される傾向にあります。当社グループにおいても、確固たる競争優位性を確立するために多額の研究開発費を先行して計上しておりますため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況(継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスの発生)が存在しております。しかしながら、当連結会計年度末において、当社グループは8,883,949千円の現金及び現金同等物及び10,500,000千円の未実行借入枠により当面の事業資金を確保しており、また、収益基盤の確立に向けたタイププラントの稼働準備が順調に進捗しております。したがって、当連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

一方、事業の進捗に伴い今後も運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。事業提携先からの契約金、増資及び借入による資金調達等により、収益基盤が構築されるまでの期間は今後も継続的に財政基盤の強化を図る方針であります。が、収益確保または資金調達の状況によっては、当社グループの財政状態、経営成績及び継続企業の前提に影響を与える可能性があります。

② マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、創業以来研究開発に注力してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。早期の黒字化を目指しておりますが、事業が計画通り進展せず、マイナスの繰越利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。

③ 税務上の繰越欠損金について

当社は研究開発に先行投資しておりますため、税務上の繰越欠損金を有しております。

今後の税制改正で欠損金の繰越控除制度が見直され、欠損金の繰越控除制限が強化された場合、今までに研究開発に投下した資本の一部を回収する機会を喪失してキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。なお、当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

① 財政状態の状況及び分析・検討内容

第13期連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（資産）	14,909,523	17,442,047	2,532,523	研究開発用設備に対する投資に伴う有形固定資産及び無形固定資産の増加によるものであります。
（負債）	1,463,609	3,177,813	1,714,204	長期借入金の増加によるものであります。
（純資産）	13,445,914	14,264,233	818,319	株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加、親会社株主に帰属する当期純損失に伴う繰越利益剰余金の減少、及び自己株式の取得に伴う自己株式の増加によるものであります。

第14期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（資産）	17,442,047	30,492,899	13,050,851	現金及び預金の増加、Archer Daniels Midland CompanyとManufacturing Collaboration Agreement等を締結したことに伴う長期前払費用の増加によるものであります。
（負債）	3,177,813	16,375,916	13,198,102	長期借入金の増加によるものであります。
（純資産）	14,264,233	14,116,982	△147,251	株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加の他、親会社株主に帰属する当期純損失に伴う繰越利益剰余金の減少によるものであります。

② 経営成績の状況及び分析・検討内容

第13期連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（営業収益）	233,307	200,000	△33,307	—
（営業損益）	△2,706,114	△5,140,922	△2,434,808	営業収益の減少の他、Archer Daniels Midland Companyと Exclusivity Negotiation Agreement等を締結したことに伴う営業費用の増加（主に設備利用料の増加）によるものであります。
（経常損益）	△2,663,155	△5,137,359	△2,474,203	営業損失の増加の他、営業外費用の増加（主に支払手数料及び保育事業費用の増加）によるものであります。
（親会社株主に 帰属する当期純 損益）	△2,671,173	△5,271,308	△2,600,134	経常損失の増加の他、特別損失の増加（主に減損損失及び解約負担補償金の増加）、及び非支配株主に帰属する当期純損失の減少によるものであります。

第14期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（営業収益）	200,000	200,000	—	—
（営業損益）	△5,140,922	△4,812,005	328,916	新型コロナウイルス感染症の拡大による事業環境の不透明さに対応すべく、支出の見直しを行ったことにより営業損失が減少しております。
（経常損益）	△5,137,359	△6,194,996	△1,057,636	営業外費用の増加（主に資金調達に関する支払手数料の増加）によるものであります。
（親会社株主に 帰属する当期純 損益）	△5,271,308	△6,559,021	△1,287,713	経常損失の増加の他、投資有価証券売却益の減少、減損損失の増加、及びリース解約損の増加によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況及び分析・検討内容

第13期連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（現金及び現金同等物）	7,346,570	4,274,042	△3,072,528	－
（営業活動によるキャッシュ・フロー）	△2,001,494	△2,371,613	△370,118	税金等調整前当期純損失の増加及び未収消費税等の増減額の減少によるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）	△1,282,295	△3,780,176	△2,497,880	有形固定資産の取得による支出の増加によるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）	5,841,741	3,039,965	△2,801,775	株式の発行による収入の減少によるものであります。

第14期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（現金及び現金同等物）	4,274,042	8,883,949	4,609,906	－
（営業活動によるキャッシュ・フロー）	△2,371,613	△2,377,907	△6,294	税金等調整前当期純損失の増加の一方で、支払手数料（営業外費用）が増加したことによるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）	△3,780,176	△5,428,826	△1,648,650	設備利用権等の取得による支出の増加によるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）	3,039,965	12,395,579	9,355,614	長期借入による収入の増加の一方で、長期借入の返済による支出の増加、アレンジメントフィーの支払額の増加、リース契約解約金の精算による支出の増加、及び株式の発行による収入の減少によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

パートナー企業である株式会社ゴールドウイン社がGoldwinブランドにてセーター（The Sweater）を発売する上で、当社が独自に開発したBrewed Proteinの素材生産を行った。

b. 受注状況

上記パートナー企業との連携プロジェクトに関連して、アパレル用素材を受注した。

c. 販売実績

上記パートナー企業との連携プロジェクトに関連して、アパレル用素材を販売した。

⑤ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑦ 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、運転資金や設備投資に必要な資金は、自己資金のほか必要に応じて銀行借入により調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 事業提携契約

1. 小島プレス工業株式会社と、繊維素材のみならず構造タンパク質事業全分野について共同で事業化することを目的として、包括的共同事業契約を締結しております。
2. 株式会社ゴールドウインと、スポーツアパレル分野において一定期間の独占的業務提携を行うための事業提携契約を締結しております。
3. 米国での新規事業展開に向けてArcher-Daniels-Midland Companyとの協業を進めていくことを目的として、同社との間で「Exclusive Negotiation Agreement (2019年12月23日付)」及び「Manufacturing Collaboration Agreement (2020年9月25日付)」等を締結し、同社が所有する発酵施設等に係る独占的使用権等を取得しております。

(2) 共同研究開発契約

株式会社島精機製作所と一定期間の共同研究契約を締結しております。

(3) 借入契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間	契約金額 (千円)
2020年12月25日	金銭消費貸借契約	合同会社Eve (注) 1	Brewed Protein™の米国での量産体制構築、並びに新素材の研究開発等に充当することを目的とした資金の借入 (注) 2、3	2020年 ～2025年	25,000,000

注1. 株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約を締結後、本件借入のために設立された特別目的会社である合同会社Eveに本件契約上の権利義務が移転しております。

2. 連結貸借対照表における現預金の金額や連結フリー・キャッシュ・フロー値に対して、一定の基準値に基づく財務制限条項が付されております。財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」に記載しております。
3. 当社は、Spiber(Thailand) Ltd. 及びSpiber Holdings America Inc.を発行会社とする株式及び新株予約権(以下、「同社株式等」という)を取得後、当社が保有する同社株式等の上に、借入先を担保権者とする担保を設定する義務を負っております。

5 【研究開発活動】

(1) 研究開発要素と課題

当社グループは本素材を量産化し、工業材料として普及させ、新規産業を創出するための研究開発に取り組んでいます。当社グループの研究開発は大きく分けて、①分子設計（アミノ酸配列及び塩基配列の設計）、②微生物発酵、③精製、④紡糸、⑤製品開発の5つの要素から構成されます。分子設計は、素材の物性を分子レベルで改変するのみならず、各工程におけるコストを改善する効果を持ちます。設計した高機能かつ高生産性の分子で新規素材を開発し、製品への応用を試み、そこで得られた試験結果をもう一度分子設計に反映させるという作業を循環させることで、ユーザーニーズに応じたテラーメイドの素材開発の実現を目指しています。

当社グループでは設立以来、この分子設計の研究開発を推進し、これまでに大量の遺伝子を設計・合成・ライブラリー化することで、物性や生産性データを蓄積してきました。当社グループでは、今後、材料のさらなる低コスト化と大規模生産プロセスの確立に加え、製品毎に異なる要求物性を付加していくことが、研究開発課題となります。

(2) 研究開発体制

当社グループでは、分子設計から製品開発までの全ての研究開発を当社内にて実施する一貫体制を構築し、研究開発を推進しています。こうした中、ノウハウ要素の強い分子設計、発酵、精製、紡糸の工程に関しては自社内もしくは限られた大学研究機関との共同研究にて、クローズドに研究開発を進め、技術を当社内に蓄積してまいりました。一方、製品開発に関しては、先端的な製品ニーズと確かな技術力を有するメーカーとの共同研究開発体制を構築し、オープンイノベーション体制で開発を推進しております。

(3) 研究開発状況

① 製品開発

自動車及びアパレル分野等における製品開発に取り組みました。詳細の内容については、共同研究開発パートナーとの守秘義務の関係上、記載できません。

② 大規模生産プロセスの開発

大規模にスケールアップ可能な微生物発酵、精製、紡糸技術の開発に取り組みました。

③ 低コスト生産技術の開発

工業材料として普及可能な価格での展開を目指した低コスト生産技術の開発に取り組みました。主に、高生産性遺伝子の開発、低コスト培養技術の開発、低コスト精製技術の開発、及び低コスト紡糸技術の開発に取り組みました。これらの活動に伴う当連結会計年度の研究開発費は、総額で1,327,034千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは、研究開発及び生産拡大を加速させるため、総額4,413,601千円の設備投資を実施いたしました。当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主な内訳は、培養精製装置設置工事及びその他研究開発設備の取得であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	工具、器具 及び備品	建設仮 勘定	合計	
本社 (山形県 鶴岡市)	本社 研究開発設備 量産検討設備	1,221,608	722,531	2,481,479 (81,656)	25,545	74,907	52,773	4,578,845	186

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 上記のほか、当社グループ以外から研究用、会議用及び事業所内保育所用施設を賃借しております。

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
Xpiber株式会社	本社 (山形県鶴岡市)	本社 研究開発用施設	1,191,131	31,200	5,035	1,227,367	24

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 上記のほか、当社グループ以外から本社及び研究開発用施設に係る土地及び研究開発施設を賃借しております。

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計	
Spiber (Thailand) Ltd.	培養精製プラント (タイ王国)	製造用施設	133,911	751,758 (98,964)	14,786	6,610,507	7,510,964	21
Spiber America LLC	培養精製プラント (米国)	製造用施設	—	—	—	126,342	126,342	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 上記のほか、当社グループ以外から事務所用施設を賃借しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、技術開発の進捗、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、2020年12月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。また、当社は、現在「構造タンパク質事業」の単一セグメントであり、以下の計画についても、同セグメントに関連する設備の計画に該当するため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	着手及び完了予定年月	
		着手	完了
タンパク質生産プラント (タイ王国)	構造タンパク質の製造設備	2019年7月	2021年12月
タンパク質生産プラント (米国)	構造タンパク質の製造設備	2021年	2023年

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,790,290	24,901,390	非上場	単元株式数は100株であります。
計	24,790,290	24,901,390	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1) 第3回新株予約権

決議年月日	2012年4月19日
付与対象者の区分及び人数	監査役 1 当社従業員 17 社外協力者 7
新株予約権の数(個)	173個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 173,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり160,000円
新株予約権の行使期間	自 2015年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 会計期間の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本来提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。
- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- (7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- v 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２）第４回新株予約権

決議年月日	2013年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22 社外協力者 5
新株予約権の数（個）	112個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 112,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個あたり400,000円
新株予約権の行使期間	自 2016年１月１日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 会計期間の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から本来提出日の前月末現在（2021年２月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

２．当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

３．（１）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

（２）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．（１）本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

（２）新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から１年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、１個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。

ア．当社株式上場日より１年間経過した日より１年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．当社株式上場日より２年間経過した日より１年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ．当社株式上場日より３年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

（３）新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

（４）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（５）行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が１単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

（６）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

（７）新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

（８）その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

５．（１）当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償

にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3) 第5回新株予約権

決議年月日	2014年1月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 31
新株予約権の数(個)	92個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 92,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり400,000円
新株予約権の行使期間	自 2017年1月1日 至 2023年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 会計期間の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本来提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員(アルバイトを含む)が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所(国内外を問わず)に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い(下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。)、本新株予約権を行使することができる。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

(6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

(7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議)されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4) 第6回新株予約権

決議年月日	2014年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社従業員 50 社外協力者 5
新株予約権の数(個)	134個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 134,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり1,500,000円
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2024年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 会計期間の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本来提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員(アルバイトを含む)が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所(国内外を問わず)に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い(下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。)、本新株予約権を行使することができる。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

(6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

(7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認

(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議)されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5) 第12回新株予約権(1)

決議年月日	2020年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16
新株予約権の数(個)	119,000個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,000株 (新株予約権1個につき1株) (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり1円
新株予約権の行使期間	自 2020年12月21日 至 2040年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 会計期間の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本来提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場された日の6ヶ月後の応当日が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(5) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(6) その他の条件については、当社株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議)されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6) 第12回新株予約権(2)

決議年月日	2021年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 132
新株予約権の数(個)	117,722個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 117,722株 (新株予約権1個につき1株) (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり1円
新株予約権の行使期間	自 2021年3月15日 至 2041年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場された日の6ヶ月後の応当日が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。
 (2) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
 (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 (5) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
 (6) その他の条件については、当社株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議)されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - i 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月3日 (注) 1	156,300	19,885,400	250,080	7,576,740	250,080	7,566,740
2017年5月10日 (注) 2	—	19,885,400	—	7,576,740	△5,000,000	2,566,740
2017年9月29日 (注) 3	323,600	20,209,000	550,120	8,126,860	550,120	3,116,860
2018年1月12日 (注) 4	294,100	20,503,100	499,970	8,626,830	499,970	3,616,830
2018年6月29日 (注) 5	50,000	20,553,100	100,000	8,726,830	100,000	3,716,830
2018年9月27日 (注) 6	—	20,553,100	—	8,726,830	△2,000,000	1,716,830
2018年9月28日 (注) 7	1,250,000	21,803,100	2,500,000	11,226,830	2,500,000	4,216,830
2019年4月16日 (注) 8	—	21,803,100	—	11,226,830	△3,000,000	1,216,830
2019年12月6日 (注) 9	238,095	22,041,195	499,999	11,726,829	499,999	1,716,829
2019年12月23日 (注)10	1,042,190	23,083,385	2,188,599	13,915,428	2,188,599	3,905,428
2019年12月27日 (注)11	238,095	23,321,480	499,999	14,415,428	499,999	4,405,428
2020年1月31日 (注)12	25,952	23,347,432	54,499	14,469,927	54,499	4,459,927
2020年4月8日 (注)13	111,111	23,458,543	249,999	14,719,925	249,999	4,709,925
2020年8月31日 (注)14	18,888	23,477,431	42,498	14,762,424	42,498	4,752,424
2020年9月25日 (注)15	1,312,859	24,790,290	2,953,932	17,716,357	2,953,932	7,706,357

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 (株)島精機製作所

発行価格 3,200円/株

資本組入額 1,600円/株

2. 資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え

3. 有償第三者割当

割当先 第一生命保険(株)、トヨタ紡織(株)

発行価格 3,400円/株

資本組入額 1,700円/株

4. 有償第三者割当

割当先 損害保険ジャパン日本興亜(株)

発行価格 3,400円/株

資本組入額 1,700円/株

5. 有償第三者割当

割当先 (株)三菱UFJ銀行

	発行価格	4,000円/株
	資本組入額	2,000円/株
6.	資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え	
7.	有償第三者割当	
	割当先	(株)海外需要開拓支援機構、天野エンザイム(株)、三井住友建設(株)、(株)アデランス
	発行価格	4,000円/株
	資本組入額	2,000円/株
8.	資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え	
9.	有償第三者割当	
	割当先	協和発酵バイオ(株)
	発行価格	4,200円/株
	資本組入額	2,100円/株
10.	有償第三者割当	
	割当先	Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd.
	発行価格	4,200円/株
	資本組入額	2,100円/株
11.	有償第三者割当	
	割当先	(株)荏原製作所
	発行価格	4,200円/株
	資本組入額	2,100円/株
12.	有償第三者割当	
	割当先	Miroslava Duma
	発行価格	4,200円/株
	資本組入額	2,100円/株
13.	有償第三者割当	
	割当先	豊島株式会社
	発行価格	4,500円/株
	資本組入額	2,250円/株
14.	有償第三者割当	
	割当先	ザ・ユージーン・スタジオ株式会社
	発行価格	4,500円/株
	資本組入額	2,250円/株
15.	有償第三者割当	
	割当先	Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd.
	発行価格	4,500円/株
	資本組入額	2,250円/株

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	2	37	3	1	45	106	—
所有株式数(単元)	—	38,124	1,670	122,504	25,218	259	60,119	247,894	890
所有株式数の割合(%)	—	15.38	0.67	49.42	10.17	0.10	24.25	100.0	—

- (注) 1. 上記「個人その他」の欄には、Spiberグループ従業員持株会を含んでおります。
2. 自己株式749,936株は、「個人その他」に7,499単元及び「単元未満株式の状況」に36株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
KISCO株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-2	3,944,900	16.41
Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd.	230 Victoria Street #11-08 Bugis Junction Towers Singapore 188024	2,355,049	9.80
株式会社ゴールドウイン	東京都渋谷区松涛2-20-6	1,875,000	7.80
関山 和秀	山形県鶴岡市	1,627,700	6.77
小島プレス工業株式会社	愛知県豊田市下市場町3-30	1,599,600	6.65
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3	1,562,500	6.50
菅原 潤一	山形県鶴岡市	1,278,800	5.32
本城慎之介	長野県北佐久郡軽井沢町	1,028,900	4.28
株式会社海外需要開拓支援機構	東京都港区六本木6-10-1	928,030	3.86
大和PIパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	374,800	1.56
計	—	16,575,279	68.95

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 749,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,039,500	240,395	—
単元未満株式	普通株式 890	—	—
発行済株式総数	24,790,290	—	—
総株主の議決権	—	240,395	—

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) Spiber株式会社	山形県鶴岡市覚 岸寺水上234-1	749,900	—	749,900	3.02
計	—	749,900	—	749,900	3.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集 を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株 式交付、会社分割に 係る移転を行った取 得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	749,936	—	749,936	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書の提出日までの期間であります。

3 【配当政策】

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当及び業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。但し、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面は内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「『会社』は『社会』のためにある。」という基本姿勢のもと、当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけではなく、社会の要請に反していないか、社会への貢献性を重視しております。コンプライアンスの徹底、経営の透明性、迅速な意思決定を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

② 企業統治の体制

当社の機関設計を指名委員会等設置会社としております。指名委員会等設置会社では、経営の監督機能と業務執行機能が明確に分離され、当社では取締役会が法令の範囲内で業務執行の権限を大幅に執行役に移譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。また、経営の監督機能の強化のため、指名・監査・報酬の3委員会の委員には代表執行役が就任せず、いずれの委員会もその過半数は社外取締役中心で構成しております。

(i) 株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものであります。

会社法第309条第2項に定める株主総会における決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものであります。

(ii) 取締役会

7名の取締役（うち5名が会社法第2条第15号で規定する社外取締役）から構成されており、原則毎月1回または必要に応じて随時開催しております。経営の最高意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行います。取締役会では重要な経営の意思決定に十分な時間をかけるために、執行役会へ大幅に権限を委譲することにより、決議事項を重要事項に絞っております。

(iii) 指名委員会・監査委員会・報酬委員会

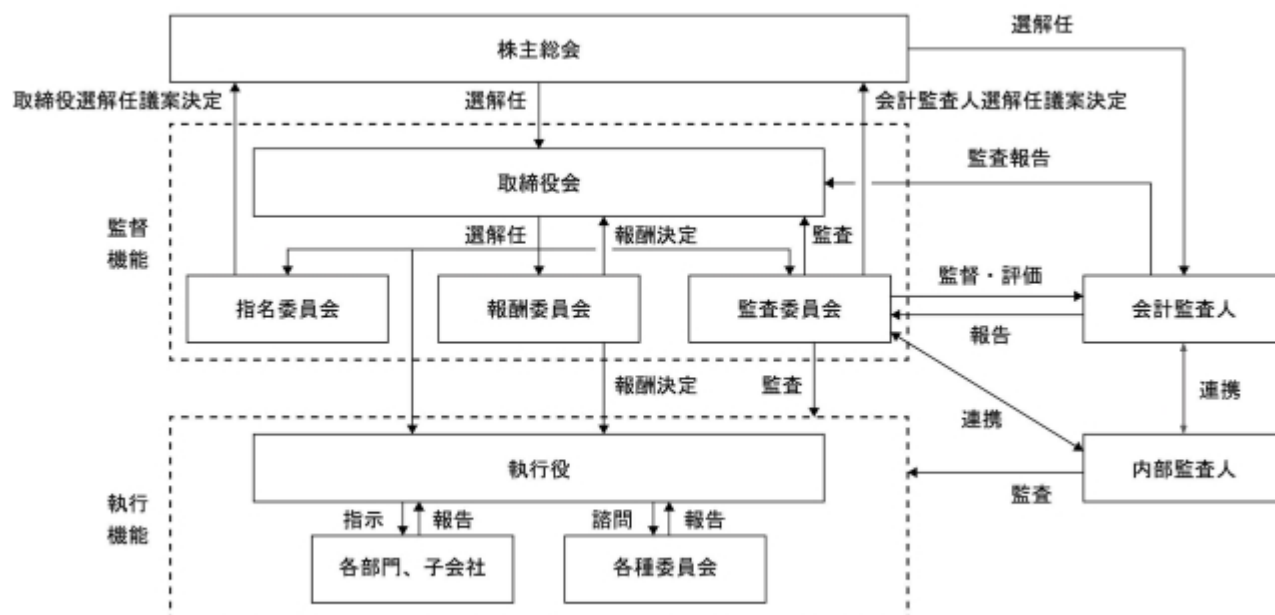
指名委員会等設置会社として、法定の指名、監査、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ3名の取締役（指名委員会、報酬委員会はうち2名が社外取締役、監査委員会はすべて社外取締役）から構成されております。また、監査委員は、当社若しくは当社の子会社の執行役又は当社の子会社の会計参与もしくは若しくは支配人その他の使用人を兼務することはできません。監査委員会は原則毎月1回開催し、取締役会へ監査結果を報告しております。

(iv) 執行役会

執行役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会から委任を受けた当社の業務の執行の決定及び当社の業務の執行を行っております。

(v)各種委員会

経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置し、課題への対策を講じております。



③内部統制システムの整備の状況

(i)内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守などを内部統制目標とし、企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化に努めております。当社は指名委員会等設置会社であるため、取締役会は、会社法第416条の規定に基づいて監査委員会の職務の執行のために必要なものとして以下(a)に掲げる事項を、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして以下(b)に掲げる事項を決定しています。

(a)監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- ・監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができますとしています。
- ・前号で指名することができる監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしています。また、監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定に行うことができるものとしています。
- ・執行役は、毎月開催される取締役会に出席して、また監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとしています。
- ・執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに監査委員会に当該事実を報告することとしています。
- ・監査委員会は必要に応じ、グループ会社の取締役等及び従業員に対し報告を求めることができ、また監査委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないものとしています。
- ・監査委員会は、内部監査人の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができ、また内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは追加監査の実施等を求めることができますとしています。
- ・執行役、内部監査人および会計監査人は、それぞれ監査委員会と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、執行役、会計監査人および監査委員会の間で相互認識を深めています。
- ・監査委員会は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に選定監査委員を出席させることができ、また必要に応じて選定監査委員は議事録・会議資料等を閲覧することができるとしています。
- ・監査委員の職務の執行に関して生ずる費用は当社が負担しています。

(b)執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ・各執行役は、文書管理に関する社内規則類の定めるところに従い、職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理しております。
- ・当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置付け、リスク管理体制を構築しその有効性・適切性を維持することで経営の健全性を図っております。
- ・各執行役の職務は、「取締役会規程」にて規定された領域とし、事業計画の策定、経営資源の配分および組織の構築と運営を行っております。運営に際しては、「職務権限表」に基づき具体的な意思決定を行っております。
- ・「取締役会規程」に沿って、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業計画の進捗状況を確認するとともに、重要事項の決定およびリスクへの機動的な対応を図っております。
- ・適正な財務報告を確保するため、関連する法令に基づき適切な会計処理を選択し、その内容を規程として定めた上で全従業員に周知するとともに、適切に運用しております。また、財務報告の信頼性にかかわるリスクを把握し、予防・是正できる体制を構築するために、財務報告にかかわる重要な情報が適時・適切に報告される仕組みを整備しております。
- ・反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力への対応に関する規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する当社としての姿勢及び具体的な対応を従業員に周知するとともに、新規取引先との契約締結又は取引にあたっては事前に調査を行う体制を構築しております。

④役員報酬の内容

(i)提出会社の役員区分ごとの報酬当の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	15,816	15,816	—	—	7
うち社外取締役	13,416	13,416	—	—	5
執行役	23,632	23,632	—	—	5
合計	39,448	39,448	—	—	10

(注) 1. 執行役を兼任する取締役2名に対する報酬等の額は、取締役として受ける報酬等の額と執行役として受ける報酬等の額を区分して表示しております。

(ii)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(a) 基本方針

報酬委員会は、社内取締役1名と社外取締役2名で構成されており、株主をはじめ第三者に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容を決定することを基本方針としております。

(b) 取締役報酬

定額の基本報酬のみであります。各取締役の役割、業務分担等に応じた定額としております。

(c) 執行役報酬

月額基本報酬で構成され、各執行役の役割、業務分担等に応じた定額としております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規程に基づき、取締役会決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)に生じた会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することが出来る旨を定款に定めております。また、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は480万円(常勤社外取締役は0万円)と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

⑥取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑦執行役の定数

当社の執行役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任及び解任の方法

取締役の選任及び解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

(i) 取締役の責任を免除することができる旨

(職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため)

(ii) 執行役の責任を免除することができる旨

(職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため)

(iii) 中間配当をすることができる旨

(将来、株主への利益還元を機動的に行えるようにするため)

(2) 【役員の状況】

(1) 役員一覧

男性10名 女性1名 （役員のうち女性の比率10.0%）

①取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 取締役会 議長	関山 和秀	1983年1月2日生	2007年9月 当社設立 代表取締役 2014年6月 当社取締役兼代表執行役(現任) 2014年9月 Xpiber(株)取締役(現任) 2018年12月 Spiber(Thailand)Ltd.取締役(現任)	(注) 3	1,627,700
取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	菅原 潤一	1984年4月28日生	2007年9月 当社設立 取締役 2009年4月 当社相談役 2011年4月 当社取締役 2014年6月 当社取締役兼執行役(現任) 2014年9月 Xpiber(株)取締役(現任) 2018年9月 (株)シンプロジェン代表取締役(現任)	(注) 3	1,278,800
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	荒井 俊行	1970年2月5日生	1997年4月 奥野総合法律事務所入所 2013年2月 荒井東京法律事務所設立 所長弁護士(現任) 2013年6月 (株)ニフコ監査役(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) 2019年9月 マネーツリー(株)社外監査役(現任)	(注) 3	—
取締役 報酬委員会委員 監査委員会委員	松橋 香里 (戸籍名： 細谷 香里)	1969年6月7日生	1993年4月 (株)東洋情報シス(現TIS(株))入社 2002年10月 新日本監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2006年7月 アセット・インベスターズ(株)(現マーチャント・バンカーズ(株))入社 2008年3月 (株)エムケーキャピタルマネージメント(現(株)イデラ・キャピタルマネジメント)入社 2009年5月 ルミナスコンサルティング(株)設立 代表取締役(現任) 2009年5月 松橋香里公認会計士事務所 代表(現任) 2010年6月 NTSホールディングス(株) 社外監査役(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) 2017年6月 (株)カカコム 社外監査役(現任) 2019年5月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役(現任)	(注) 3	4,164
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	富田 勝	1957年12月28日生	1987年1月 カーネギーメロン大学自動翻訳研究所 副所長 1987年1月 カーネギーメロン大学コンピューター 科学部 准教授 1990年6月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授(現任) 2001年4月 慶應義塾大学先端生命科学研究所 所長 (現任) 2005年10月 慶應義塾大学環境情報学部学部長 2017年3月 当社取締役(現任)	(注) 3	125,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会	田幡 直樹	1947年12月5日生	1971年4月 日本銀行入行 1990年5月 日本銀行国際局国際金融課長 1990年12月 国際通貨基金（IMF）日本政府副代表 1996年8月 日本銀行ニューヨーク代表兼南北アメリカ統括役 2000年3月 日本銀行信用機構局長兼バーゼル銀行監督委員会日本代表 2001年10月 ムーア・キャピタルマネージメント・ジャパン 副会長 2005年6月 経済同友会幹事 2006年6月 RHJインターナショナル・ジャパン エグゼクティブ・シニア・アドバイザー 2014年6月 エム・アイ・コンサルティンググループ(株) 会長 2015年4月 慶應義塾大学経済学部・大学院 非常勤講師（現任） 2015年4月 日本政策投資銀行 日本経済研究所 シニア・アドバイザー 2015年6月 国際通貨基金 ビジティング・スカラー 2016年6月 ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所 客員研究員（現任） 2017年3月 当社取締役（現任）	(注) 3	7,000
取締役 監査委員長	瀧川 博	1949年1月11日生	1973年6月 (株)ニフコ入社 2003年9月 (株)ニフコ名古屋事務所 執行役員所長 2006年6月 (株)ニフコ名古屋事務所 取締役所長 2007年4月 ニフコノースアメリカ社長 2009年4月 (株)ニフコ東京支社グローバル購買本部長 常務執行役員 2011年6月 (株)ニフコ常勤監査役 2019年3月 当社取締役（現任） Xpiber(株)監査役(現任)	(注) 3	—
計					3,042,664

- (注) 1. 取締役のうち、荒井俊行、松橋（細谷）香里、富田勝、田幡直樹、瀧川博は、社外取締役にあります。
2. 当社は指名委員会等設置会社であります。
3. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

②執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 Biotechnology部門担当 Material部門担当 Quality Management部門担当 Biz Dev,Sales & Sustainability部門担当	関山 和秀	(1) 取締役の状況参照	同左	(注)	1,627,700
執行役 フロンティア開発部門担当・部門長 知的財産管理部門担当・部門長	菅原 潤一	(1) 取締役の状況参照	同左	(注)	1,278,800
執行役 経営管理部門担当・部門長	養田 正矢	1987年11月28日生	2011年5月 アクセンチュア㈱入社 2015年9月 当社入社 2017年4月 当社経営企画室長 2018年3月 当社執行役(現任)	(注)	600
執行役 コーポレート・コミュニケーション部門担当・部門長 文化・環境部門担当・部門長	永井 那和	1980年4月16日生	2015年1月 ㈱トライバルメディアハウス入社 2016年3月 当社入社 2017年8月 当社マーケティング部門長 2018年6月 当社執行役(現任)	(注)	—
執行役 Fiber Textile部門担当・部門長	安部 佑之介	1984年7月26日生	2012年4月 山形スリーエム㈱(現スリーエム ジャパンプロダクツ㈱)入社 2015年1月 当社入社 2018年10月 当社Fiber Textile部門長(現任) 2019年3月 当社執行役(現任)	(注)	300
計					2,907,400

(注) 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結後に招集される取締役会の終結の時までであります。

③社外取締役

当社は社外取締役を選任するにおいて、過去に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による）の業務執行者であったことがなく、過去2年間に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、取締役就任前の顧問としての報酬は除く）を受けたことはなく、今後も受ける予定がない等、社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせる恐れがないこと、また業務上の経験、法律、会計、経営などの専門的な知識を有していることを、選任に係る基本方針としております。当社の社外取締役は「4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 (1) 役員一覧 ①取締役の状況」に記載のとおりであります。当社の知りうる限り、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者及びその配偶者、3親等以内の親族関係にはなく、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。社外取締役が各自の見識及び経験に基づき、取締役会並びに法定委員会である指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において、第三者の視点から助言等を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制において、経営監視機能を発揮することが期待されており、実際にそのような機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役は、常勤監査委員、内部監査人及び会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時、意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査の状況

内部監査担当者は3名であり、年間計画に従い当社のすべての部門を対象に、業務全般にわたり監査を実施し、監査結果は書面により代表執行役へ報告され、監査委員会にもその写しを提出しております。

② 監査委員会監査の状況

監査委員は、取締役会、執行役会及びその他社内の重要な会議への出席や全部門の計画的な監査を実施しております。また、期初に会計監査人から当該年度監査計画の説明を受け、事業年度末やその他必要に応じて監査手続や監査結果について会計監査人から直接報告を受けております。

当事業年度において当社は監査委員会を合計7回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤社外監査委員（監査委員長）	瀧川 博	7	7
非常勤社外監査委員	荒井 俊行	7	7
非常勤社外監査委員	松橋（細谷）香里	7	7

監査等委員会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- ・監査の方針・計画の策定
- ・会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況
- ・コンプライアンス啓蒙活動

監査等委員の主な活動は、以下のとおりであります。

- ・取締役会やその他重要な会議への出席
- ・取締役及び関係部門からの報告事項の聴取
- ・監査人の監査の妥当性の確認と評価
- ・重要な決裁書類・契約書等の閲覧
- ・内部統制システムの整備・運用状況について内部監査結果の聴取と意見交換の実施

③ 会計監査の状況

当社は、監査法人と監査契約を締結し、監査委員会と連携の上、会計監査を実施しております。

(a) 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

3年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 那須 伸裕

指定有限責任社員・業務執行社員 林 壮一郎

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他13名

④ 監査報酬の内容等

(a)監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,725	—	33,450	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30,725	—	33,450	—

(注) 1. 監査証明業務に基づく報酬の内訳は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度			当連結会計年度		
	会社法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	金融商品取引法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	その他の監査証明業務に対する報酬(千円)	会社法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	金融商品取引法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	その他の監査証明業務に対する報酬(千円)
提出会社	19,000	11,725	—	20,625	12,825	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—
計	19,000	11,725	—	20,625	12,825	—

(b)監査公認会計士等と同一のネットワーク（プライスウォーターハウスクーパースのメンバーファーム）に属する組織に対する報酬（（a）を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	2,719	947	2,987	—
連結子会社	—	—	1,947	—
計	2,719	947	4,934	—

当社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているPwC税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に基づく報酬を支払っています。

(c)その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d)監査報酬の決定方針

当社は、事業の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。

(e)監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたします。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。))に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応するために、社内体制の構築、会計専門誌の購読、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加を積極的に実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,274,042	8,883,949
前払費用	2,338,249	362,837
その他	※1 731,245	※1、7 926,139
流動資産合計	7,343,537	10,172,925
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 2,501,869	※3 2,546,651
機械装置及び運搬具（純額）	※3 394,937	※3、7 753,925
工具、器具及び備品（純額）	※3 118,116	※3、7 95,396
土地	3,274,759	※7 3,233,238
リース資産	69,106	25,545
建設仮勘定	3,408,806	6,784,233
有形固定資産合計	※2 9,767,596	※2 13,438,990
無形固定資産		
ソフトウェア	20,333	13,010
その他	58,847	46,077
無形固定資産	79,181	59,087
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 9,322	102,000
長期前払費用	217,424	6,678,753
その他	24,985	41,142
投資その他の資産合計	251,732	6,821,896
固定資産合計	10,098,510	20,319,974
資産合計	17,442,047	30,492,899

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	300,000	301,200
未払金	304,129	301,805
リース債務 ※ 8、9	17,303	17,810
課徴金引当金 ※ 5	187,250	※ 5 198,658
その他	465,484	202,073
流動負債合計	1,274,167	1,021,547
固定負債		
長期借入金 ※ 6、9	1,500,000	※ 7、8 15,001,600
リース債務 ※ 8、9	59,075	10,988
繰延税金負債	49,279	48,439
資産除去債務	260,577	264,033
その他	34,713	29,308
固定負債合計	1,903,646	15,354,369
負債合計	3,177,813	16,375,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,415,428	17,716,357
資本剰余金	14,405,428	17,697,531
利益剰余金	△14,273,647	△20,832,669
自己株式	△1,104,923	△1,104,923
株主資本合計	13,442,284	13,476,296
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	189,643	△24,887
その他の包括利益累計額合計	189,643	△24,887
新株予約権	-	12,810
非支配株主持分	632,305	652,763
純資産合計	14,264,233	14,116,982
負債純資産合計	17,442,047	30,492,899

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	200,000	200,000
営業費用	※1、2、3 5,340,922	※1、2、3 5,012,005
営業損失(△)	△5,140,922	△4,812,005
営業外収益		
助成金収入	146,355	90,515
保育事業収入	※4 153,627	※4 85,033
受取負担金	※5 69,488	※5 23,465
その他	60,843	34,332
営業外収益合計	430,315	233,346
営業外費用		
支払利息	11,643	69,466
株式交付費	22,320	23,136
支払手数料	※6 222,361	※6 1,313,047
保育事業費用	※4 103,897	※4 109,892
期限前返済清算金	—	19,549
持分法による投資損失	57,039	7,322
保育事業助成金返還額	—	46,123
その他	9,487	27,797
営業外費用合計	426,751	1,616,336
経常損失(△)	△5,137,359	△6,194,996
特別利益		
投資有価証券売却益	※7 92,735	—
固定資産売却益	1,054	—
特別利益合計	93,789	—
特別損失		
固定資産圧縮損	—	25,566
固定資産売却損	108	—
固定資産除却損	1,970	6,212
減損損失	※8 106,367	※8 214,839
課徴金引当金繰入額	※9 39,000	※9 11,408
解約負担補償金	※10 51,848	—
リース解約損	—	※11 133,520
持分変動損失	※12 23,216	—
特別損失合計	222,510	391,547
税金等調整前当期純損失(△)	△5,266,079	△6,586,543
法人税、住民税及び事業税	3,544	11,096
法人税等調整額	2,966	△840
法人税等合計	6,510	10,255
当期純損失(△)	△5,272,590	△6,596,799
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1,282	△37,778
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△5,271,308	△6,559,021

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失 (△)	△5,272,590	△6,596,799
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	213,713	△214,531
その他の包括利益合計	※1 213,713	※1 △214,531
包括利益	△5,058,876	△6,811,330
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△5,057,594	△6,773,552
非支配株主に係る包括利益	△1,282	△37,778

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,226,830	11,216,830	△9,002,339	△604,923	12,836,397
当期変動額					
新株の発行	3,188,598	3,188,598	—	—	6,377,196
自己株式の取得			—	△500,000	△500,000
連結子会社株式の取得による持分の増減					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△5,271,308	—	△5,271,308
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—	—	—
当期変動額合計	3,188,598	3,188,598	△5,271,308	△500,000	605,887
当期末残高	14,415,428	14,405,428	△14,273,647	△1,104,923	13,442,284

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△24,070	△24,070	—	633,587	13,445,914
当期変動額					
新株の発行	—	—			6,377,196
自己株式の取得					△500,000
連結子会社株式の取得による持分の増減					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—			△5,271,308
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	213,713	213,713		△1,282	212,431
当期変動額合計	213,713	213,713		△1,282	818,319
当期末残高	189,643	189,643	—	632,305	14,264,233

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,415,428	14,405,428	△14,273,647	△1,104,923	13,442,284
当期変動額					
新株の発行	3,300,929	3,300,929			6,601,859
自己株式の取得				—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△8,826			△8,826
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△6,559,021		△6,559,021
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,300,929	3,292,103	△6,559,021	—	34,011
当期末残高	17,716,357	17,697,531	△20,832,669	△1,104,923	13,476,296

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	189,643	189,643	—	632,305	14,264,233
当期変動額					
新株の発行					6,601,859
自己株式の取得					—
連結子会社株式の取得による持分の増減					△8,826
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△6,559,021
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△214,531	△214,531	12,810	20,457	△181,262
当期変動額合計	△214,531	△214,531	12,810	20,457	△147,251
当期末残高	△24,887	△24,887	12,810	652,763	14,116,982

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△5,266,079	△6,586,543
減価償却費	541,926	516,683
株式報酬費用	—	12,810
株式交付費	22,320	23,136
支払手数料	222,361	1,313,047
助成金収入	△146,355	△90,515
支払利息	11,643	69,466
持分法による投資損益 (△は益)	57,039	7,322
持分変動損益 (△は益)	23,216	—
リース解約損	—	133,520
投資有価証券売却損益 (△は益)	△92,735	—
課徴金引当金の増減額 (△は減少)	39,000	11,408
固定資産圧縮損	—	25,566
固定資産除却損	1,970	6,212
減損損失	106,367	214,839
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△250,900	△334,859
未払金の増減額 (△は減少)	36,231	△138,210
前受金の増減額 (△は減少)	128	4,920
その他非資金損益	※1 2,188,599	※1 2,283,636
その他	△46,016	61,832
小計	△2,551,283	△2,465,725
利息の受取額	829	446
利息の支払額	△4,738	△72,373
助成金の受取額	188,463	164,629
法人税等の支払額	△13,600	△4,884
法人税等の還付額	8,716	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,371,613	△2,377,907
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,790,211	△4,197,294
有形固定資産の売却による収入	4,743	—
無形固定資産の取得による支出	△79,658	△3,390
長期前払費用の取得による支出	—	△1,132,291
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※2 4,150
投資有価証券の取得による支出	—	△100,000
投資有価証券の売却による収入	100,000	—
出資金の払込による支出	△15,050	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,780,176	△5,428,826
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	1,000,000
短期借入金の返済による支出	—	△1,000,000
長期借入れによる収入	1,500,000	17,800,000
長期借入金の返済による支出	—	△4,301,200
アレンジメントフィーの支払額	△222,361	△1,253,078
リース債務の返済による支出	△17,750	△19,163
リース契約解約金の精算による支出	—	△819,596
セール・アンド・リースバックによる収入	302,400	317,760
株式の発行による収入	1,977,678	670,857
自己株式取得による支出	△500,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,039,965	12,395,579
現金及び現金同等物に係る換算差額	39,295	21,061
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,072,528	4,609,906

現金及び現金同等物の期首残高	7,346,570	4,274,042
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3 4,274,042	※ 3 8,883,949

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、株式会社YUIMA NAKAZATOの株式を取得しており、連結子会社に含めております。また、Spiber Holdings America Inc.及びSpiber America LLCを新たに設立しており、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称 株式会社シンプロジェン

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

個別法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～38年

機械装置及び運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。また、未経過リース料の期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を採用しております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

5. 重要な引当金の計上基準

課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

7. その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 収益認識

(株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価)

株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価は、契約時点で確定している対価について、契約書に定める移行時期までの期間に基づき、受取金額を上限に定額法により認識しております。

② 繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

会)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり

ます。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開
示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

（2）適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第
1号」という。）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用
者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄
せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」という。）
が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、
原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあ
たっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

（2）適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
原材料及び貯蔵品	5,426	11,307

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,566,062	2,791,923

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※3 圧縮記帳額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	278,123	287,284
機械装置及び運搬具	212	16,618
工具、器具及び備品	5,757	5,757
計	284,094	309,660

※4 関連会社に対する有価証券

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券（株式）	7,322	-

※5 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

※6 実行可能期間付タームローン契約

当社グループのタイ国における構造タンパク質発酵生産プラント建設資金を安定的に調達するため、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫との間で、極度額5,000,000千円の実行可能期間付タームローン契約を2019年3月29日付で締結しております。

なお、当該実行可能期間付タームローン契約は当連結会計年度において解約しており、当連結会計年度末の借入未実行残高はありません。

①実行可能期間付タームローン契約に係る借入実行残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
実行可能期間付タームローン極度額の総額	5,000,000	-
借入実行残高	1,500,000	-
借入未実行残高	3,500,000	-

②担保に供している資産（注）

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	4,592,781	-

注）連結処理により相殺消去された関係会社株式を含んでおります。

③担保に係る債務

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
長期借入金	1,500,000	-

※7 保証債務及び担保に供している資産及び担保に係る債務

Brewed ProteinTMの米国での量産体制構築、並びに新素材の研究開発等に充当することを目的に、株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約（2020年12月24日付）を締結し、金銭債権の流動化取引を用いて、特別目的会社である合同会社Eveより資金調達をしております。

①借入枠及び未実行残高（注） (単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
借入枠	-	25,000,000
期末残高	-	14,500,000
未実行残高	-	10,500,000

注）当社は、合同会社Eveに対し、上記借入金と同額の債務保証を行っております。

②担保に供している資産（注1，2） (単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
売掛債権	-	28,353
機械及び装置	-	701,277
車両運搬具	-	21,254
工具、器具及び備品	-	74,907
土地	-	2,481,479
関係会社株式	-	9,169,044
合計		12,476,317

注1）上記の他、当社が単独出願かつ国内登録済の特許権について質権設定しております。

注2）連結処理により相殺消去された売掛債権及び関係会社株式を含んでおります。

③担保に係る債務 (単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
長期借入金	-	14,500,000

※8 ファイナンス・リース契約

設備改修等に係る資金を安定的に調達するため、三菱UFJリース株式会社との間で、2019年3月20日付の基本条件書に基づき、総額1,500,000千円のファイナンス・リース契約を締結しております。

ファイナンス・リース契約に係る未実行残高は次の通りであります。

なお、当該ファイナンス・リース契約は当連結会計年度において解約しており、当連結会計年度末の未実行残高はありません。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
ファイナンス・リース契約の総額	1,500,000	-
実行残高	28,643	-
未実行残高	1,471,356	-

※9 財務制限条項

前連結会計年度（2019年12月31日）

実行可能期間付タームローン契約及びファイナンス・リース契約については、以下の通り財務制限条項が付されております。

- (1)2020年12月に終了する決算期以降、2決算期毎に当該決算期及び当該決算期の直前の決算期における連結のフリーキャッシュフロー値（営業キャッシュフロー+投資キャッシュフロー+資本調達）の合計値を、事業計画書上のフリーキャッシュフロー値の合計値以上にそれぞれ維持すること。
- (2)各事業年度の決算期の末日における連結貸借対照表において、現預金の金額を30億円以上に維持すること。

当連結会計年度（2020年12月31日）

金銭消費貸借契約（2020年12月24日付）及び本貸付債権の流動化取引については、財務コベナントの遵守として、以下の通り財務制限条項が付されております。

- (1)当社保有の特許権評価額に対する当社グループ全体の借入残高の割合を一定の基準以下に維持すること。
- (2)2021年12月に終了する決算期以降、当該決算期及び当該決算期の直前の決算期のいずれかの決算期において、当社連結フリーキャッシュフロー値（営業キャッシュフロー+投資キャッシュフロー+資本調達）が2期連続して赤字にならないこと。又は、当該連続するいずれかの決算期末日における連結貸借対照表において、現預金の残高を50億円以上に維持すること。

(連結損益計算書関係)

※ 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与諸手当	244,049	324,522
支払報酬	694,189	651,424
研究開発費	1,644,806	1,327,034
減価償却費	70,933	74,852
設備利用料	1,753,424	1,848,376

※ 2 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
研究開発費	1,644,806	1,327,034

※ 3 営業費用

前連結会計年度及び当連結会計年度において、米国での新規事業展開に向けたArcher-Daniels-Midland Companyとの協業を進めていくことを目的として、同社との間で「Exclusive Negotiation Agreement (2019年12月23日付)」及び「Manufacturing Collaboration Agreement (2020年9月25日付)」等を締結し、同社が所有する発酵施設等に係る独占的使用権等を取得しております。営業費用に含まれる当該独占的使用権等に関する金額は以下の通りであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業費用（設備利用料）	1,750,879	1,845,916
営業費用（支払報酬）	437,719	437,719
計	2,188,599	2,283,636

※ 4 保育事業に関する取引高

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
保育事業収入		
児童育成協会助成金収入	131,502	67,929
保育料収入	21,444	16,500
その他	680	602
計	153,627	85,033
保育事業費用		
人件費	66,205	74,440
消耗品等	6,271	4,792
その他	31,420	30,659
計	103,897	109,892

※ 5 受取負担金

他社と共同実施した製品発表及びプロモーション活動に関する収支のうち、当該他社が負担した金額を計上しております。

※ 6 支払手数料

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

取引銀行との間に設定されたシンジケートローンに関するアレンジメントフィー及びエージェントフィー等の手数料を計上しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

取引銀行との間に設定された金銭消費貸借契約（2020年12月24日付）及び本貸付債権の流動化取引に関するアレンジメントフィー、取組手数料及びリーガルフィー等の手数料を計上しております。

※ 7 投資有価証券売却益

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連会社である株式会社シンプロジェンの株式を一部売却したことによるものであります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

※ 8 減損損失

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

①減損損失を認識した資産グループ及び減損損失の金額

（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
新社屋設計費用	山形県鶴岡市	建設仮勘定	106,000
研究開発用資産	山形県鶴岡市	建物・機械及び装置	367
計			106,367

②資産グルーピングの方法

当社グループは、原則として地域別を基準にグルーピングを行っております。また、遊休資産についてはそれぞれ個別資産ごとにグルーピングを行っております。のれんについては、原則として、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

③減損損失の認識に至った経緯

新社屋設計費用については、設計段階からの様々な環境変化を踏まえ、現況においては建設を見送ることが最適であると判断したことから、当該資産グループが遊休資産に該当すると判断し、帳簿価額を減損損失として認識しております。

④回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能額は使用価値、遊休資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。遊休資産に該当する当該資産グループについては、正味売却価額が零であると判断し、したがって回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

①減損損失を認識した資産グループ及び減損損失の金額

（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
共同研究開発費用	山形県鶴岡市	長期前払費用	154,008
研究開発用資産	山形県鶴岡市	建物付属設備・機械及び装置	19,944
研究開発用資産	山形県鶴岡市	工具、器具及び備品	382
—	—	のれん	40,504
計			214,839

②資産グルーピングの方法

当社グループは、原則として地域別を基準にグルーピングを行っております。また、遊休資産についてはそれぞれ個別資産ごとにグルーピングを行っております。のれんについては、原則として、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

③減損損失の認識に至った経緯

共同研究開発費用については、様々な事業環境変化を踏まえ、現況の事業計画においては、回収可能性に乏しいと判断したことから、帳簿価額を減損損失として認識しております。

研究開発用資産については、将来の使用見込がなくなったことから、当該資産グループが遊休状態に該当すると判断し、帳簿価額を減損損失として認識しております。

のれんについては、当社連結子会社を取り巻く経営環境の変化に伴い、取得時に検討した事業計画に対する不確実性の増大を勘案した結果、回収可能性に基づき減損損失を認識しております。

④回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能額は使用価値、遊休資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。事業用資産の使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないと判断し、したがって回収額を零として評価し、割引率の記載を省略しております。遊休資産に該当する当該資産グループについては、正味売却価額が零であると判断し、したがって回収可能価額を零として評価しております。

※9 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各事業年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各事業年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります。

※10 解約負担補償金

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

技術革新により自社設備の生産能力が大幅に向上したことを受け、外注業務委託先に対する委託業務の中途解約を行ったため、委託先の労務費及び固定費の一部を負担したことによるものであります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

※11 リース解約損

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

本来のリース期間満了日までの利息相当額による損失を計上しております。

※12 持分変動損失

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連会社である株式会社シンプロジェンの第三者割当増資に伴い当社の持分が減少したことにより損失が発生したことによるものであります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	213,713	△214,531
組替調整額	—	—
その他の包括利益合計	213,713	△214,531

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	21,803,100	1,518,380	—	23,321,480
合計	21,803,100	1,518,380	—	23,321,480
自己株式				
普通株式 (注) 2	437,436	312,500	—	749,936
合計	437,436	312,500	—	749,936

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,518,380株は、有償第三者割当による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加312,500株は、2019年3月27日開催の株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	23,321,480	1,468,810	—	24,790,290
合計	23,321,480	1,468,810	—	24,790,290
自己株式				
普通株式	749,936	—	—	749,936
合計	749,936	—	—	749,936

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,468,810株は、有償第三者割当による増加であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 重要な非資金取引

デット・エクイティ・スワップ方式による現物出資に係る資産等の増減額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
独占的使用権等に関する営業費用 (注)	2,188,599	2,283,636
資本金の増加	2,188,599	2,953,932
資本準備金の増加	2,188,599	2,953,932

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度において、米国での新規事業展開にむけたArcher-Daniels-Midland Companyとの協業を進めていくことを目的として、同社との間で「Exclusive Negotiation Agreement (2019年12月23日付)」及び「Manufacturing Collaboration Agreement (2020年9月25日付)」等を締結し、同社が所有する発酵施設等に係る独占的使用権等を取得しております。当該独占的使用権等に関する対価総額を、前連結会計年度及び当連結会計年度における営業費用として計上しております。当該対価に関する債務はいずれもデット・エクイティ・スワップ方式により精算しておりますため、当該費用を連結キャッシュ・フロー計算書において「その他非資金損益」として計上しております。

※ 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はございません。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

※ 3 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定は一致しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております(主に株式発行及び借入)。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定に従い、営業債権について、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに残高管理及び回収可能性について検討を行い、財務状況の悪化に伴う回収懸念の早期把握や軽減措置を講じております。また、連結子会社は、当社に準じた管理を実施し、当社においてもその内容の把握を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また連結子会社についても同様に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,274,042	4,274,042	-
資産計	4,274,042	4,274,042	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	300,000	300,000	-
(2) 未払金	304,129	304,129	-
(3) 長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
(4) リース債務	76,378	75,008	△1,370
負債計	2,180,508	2,179,138	△1,370

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,883,949	8,883,949	-
資産計	8,883,949	8,883,949	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	301,200	301,200	-
(2) 未払金	301,805	301,805	-
(3) 長期借入金	15,001,600	15,000,267	△1,332
(4) リース債務	28,798	28,142	△656
負債計	15,633,404	15,631,415	△1,988

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 1年内返済予定の長期借入金、(2)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額としております。固定金利によるものは、主に元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で時価を算定しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
出資金	15,050	15,050
投資有価証券		
非上場会社	2,000	102,000
関連会社株式	7,322	—

関連会社株式は非上場株式であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	300,000	-	-	-	-	1,500,000

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	301,200	1,200	725,400	1,450,000	12,325,000	500,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,000千円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額7,322千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額15,050千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額102,000千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額15,050千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	—	12,810

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
付与対象者の区分 及び人数	監査役1名 当社従業員17名 社外協力者7名	当社従業員22名 社外協力者5名	当社従業員31名	取締役1名 当社従業員50名 社外協力者5名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)1、2	普通株式 229,000株	普通株式 144,000株	普通株式 164,000株	普通株式 300,000株
付与日	2012年5月1日	2013年6月30日	2014年1月31日	2014年12月31日
権利確定条件	(注)3	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年1月1日 至 2021年12月31日	自 2016年1月1日 至 2022年12月31日	自 2017年1月1日 至 2023年12月25日	自 2018年1月1日 至 2024年12月15日

	第12回新株予約権(1)
決議年月日	2020年12月18日
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員16名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)1、2	普通株式 119,000株
付与日	2020年12月21日
権利確定条件	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	自 2020年12月21日 至 2040年12月21日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ② 当社の株式が証券取引所(国内外を問わず)に上場し、かつ上場した日から1年を経過していることを要する。
- ③ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

4 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 当社の株式が証券取引所(国内外を問わず)に上場し、かつ上場した日から6か月を経過していることを要する。
- ② その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	189,000	129,000	114,000	198,000
付与	—	—	—	—
失効	△16,000	△17,000	△22,000	△64,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	173,000	112,000	92,000	134,000
権利確定後(株)	—	—	—	—
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第12回新株予約権(1)
決議年月日	2020年12月18日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	119,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	119,000
権利確定後(株)	—
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
権利行使価格(円)	160	400	400	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第12回新株予約権(1)
決議年月日	2020年12月18日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	7,252

(注) 第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権につきましては、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法、取引事例比準法等の中から、それぞれの評価時点において最適と考えられる技法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 4,258,991千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 該当事項なし |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	25,094	25,253
減価償却費	170,882	125,770
資産除去債務	79,371	80,424
株式報酬費用	—	3,902
減損損失	—	33,507
繰越欠損金	3,979,519	5,880,628
繰延税金資産小計	4,254,868	6,149,487
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,979,519	△5,880,628
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△247,964	△230,487
評価性引当額	△4,227,483	△6,111,115
繰延税金資産合計	27,385	38,371
繰延税金負債との相殺	△27,385	△38,371
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	64,533	62,244
固定資産圧縮積立金	12,131	9,093
未収入金	—	15,473
繰延税金負債合計	76,664	86,810
繰延税金資産との相殺	△27,385	△38,371
繰延税金負債の純額	49,279	48,439

(注) 1. 評価性引当額が1,901,109千円増加しております。この増加の主な内容は、当社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	47,320	25,206	14,279	87,132	115,846	3,689,733	3,979,519
評価性引当額	△47,320	△25,206	△14,279	△87,132	△115,846	△3,689,733	△3,979,519
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	25,206	14,279	87,132	115,846	613,060	5,025,103	5,880,628
評価性引当額	△25,206	△14,279	△87,132	△115,846	△613,060	△5,025,103	△5,880,628
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

株式会社YUIMA NAKAZATOの株式取得による子会社化

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社YUIMA NAKAZATO
事業の内容 アパレル業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社YUIMA NAKAZATOは、日本人として史上2人目のパリ・オートクチュール・ファッションウィークの公式ゲストデザイナーに選ばれた中里唯馬の名を冠したアパレル・ブランドであります。当子会社化により、同社との協業関係をより一層深め、当社素材の特性を最大限活かした製品開発の加速、及びアパレル分野における当社素材のブランド価値の向上、ひいては最終消費者との直接のチャネルを持つことによる当社理念の普及を見込んでおります。

③ 企業結合日

2020年2月28日（みなし取得日 2020年1月1日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

68%

注：当社は当連結会計年度中に同社株式を追加取得しており、当連結会計年度末日における当社の議決権比率は73%であります。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権の68%を取得したことによるものです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年1月1日～2020年12月31日

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	149,999	千円
取得原価		149,999	千円

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

該当事項はございません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれん

45,004千円

注：株式取得後の市場環境の変化等を踏まえ、当連結会計年度においてのれんを減損処理しており、当連結会計年度末における当該のれんの連結対照表価額はゼロであります。

② 発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったためです。

③ 償却方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	10,876	千円
固定資産	330	千円
資産合計	11,207	千円
流動負債	2,802	千円
固定負債	4,000	千円
負債合計	6,802	千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当該資産除去債務の概要は以下の通りであります。

- ① 本社研究棟、試作研究棟（プロトタイピングスタジオ）、及び生地加工棟の借地契約に伴う原状回復義務に基づく諸費用
- ② ラボエリア及び企業内保育施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づく諸費用

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～38年と見積り、割引率は0.15%～1.60%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	237,151	260,577
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,040	—
時の経過による調整額	3,385	3,455
その他増減額（△は減少）	—	—
期末残高	260,577	264,033

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは構造タンパク質事業とアパレル事業を行っておりますが、報告セグメントは構造タンパク質事業のみであり、セグメント情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
5,564,526	4,203,070	9,767,596

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
(株)ゴールドウイン	200,000	構造タンパク質事業

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの構造タンパク質事業以外の製品・サービスについては、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
5,807,073	7,631,916	13,438,990

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
(株)ゴールドウイン	200,000	構造タンパク質事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは構造タンパク質事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループの報告セグメントは構造タンパク質事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	603.94	559.53
(算定上の基礎)		
普通株式に係る期末純資産の部の合計額(千円)	13,631,928	13,451,408
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	22,571,544	24,040,354

1株当たり当期純損失の金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)(円)	△248.68	△284.75
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△5,271,308	△6,559,021
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△5,271,308	△6,559,021
普通株式の期中平均株式数(株)	21,197,542	23,034,606

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株の発行

当社は、当連結会計年度の末日後の期間において総額499,950千円の新株を発行しております。当該事象に関する内容は、以下のとおりであります。

① 第三者割当増資 499,950千円

(1)概要

当社は、2021年3月29日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2021年6月15日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議致しました。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 111,100株
発行価額	1株につき金4,500円
発行価額の総額	499,950千円
払込期日	2021年6月30日
割当先及び割当株式数	UMI2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社 111,100株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金の一部に充当する予定であります。

2. スtock・オプション（新株予約権）の付与

当社は、将来の業績に応じた経済的還元を行うことを通じて、当社及びその子会社の役職員に対して更なる社会的価値創出の機会を提供することを目的として、2021年3月12日開催の取締役会の決議に基づき、従業員に対し、会社法第239条の規定に基づくStock・オプションとしての新株予約権117,722個を2021年3月15日付で付与致しました。

第12回新株予約権(2)

決議年月日	2021年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 132
新株予約権の数（個）	117,722個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 117,722株 (新株予約権1個につき1株) (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個あたり1円
新株予約権の行使期間	自 2021年3月15日 至 2041年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲

で調整することができる。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場された日の6ヶ月後の応当日が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (5) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (6) その他の条件については、当社株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期 借入金	300,000	301,200	0.41	-
1年以内に返済予定のリース 債務	17,303	17,810	-	-
長期借入金(1年以内に返済 予定のものを除く。)	1,500,000	15,001,600	変動金利 (基準金利＋スプレッド)	2022年～2030年
リース債務(1年以内に返済 予定のものを除く。)	59,075	10,988	-	2022年～2023年
合計	1,876,378	15,331,598	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,200	725,400	1,450,000	12,325,000
リース債務	10,920	67	-	-

【資産除去債務明細表】

連結財務諸表「注記事項(資産除去債務関係)」に同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,877,190	8,349,296
原材料及び貯蔵品	5,426	11,306
前渡金	247,280	216
前払費用	2,337,123	45,808
未収入金	※ 1 67,588	※ 1 55,548
立替金	※ 1 12,917	※ 1 7,135,165
貸倒引当金	-	△2,541
その他	170,162	※ 4 290,146
流動資産合計	6,717,690	15,884,946
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	705,521	746,864
構築物（純額）	537,386	474,744
機械及び装置（純額）	289,643	※ 4 701,277
車両運搬具（純額）	26,486	※ 4 21,254
工具、器具及び備品（純額）	109,707	※ 4 74,907
リース資産	69,106	25,545
土地	2,481,479	※ 4 2,481,479
建設仮勘定	-	52,773
有形固定資産合計	4,219,331	4,578,845
無形固定資産		
ソフトウェア	20,333	13,010
その他	58,847	46,077
無形固定資産合計	79,181	59,087
投資その他の資産		
投資有価証券	2,000	102,000
関係会社株式	※ 4 5,382,771	※ 4 9,206,305
長期前払費用	217,424	77,730
その他	23,630	23,777
投資その他の資産合計	5,625,825	9,409,812
固定資産合計	9,924,338	14,047,746
資産合計	16,642,029	29,932,692

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	300,000	300,000
未払金 ※ 1	333,582	※ 1 280,514
未払費用	35,786	27,898
リース債務 ※ 5、6	17,303	17,384
未払法人税等	86,266	86,786
前受金	128	5,048
預り金	329,777	36,780
前受収益	5,936	3,876
課徴金引当金 ※ 2	187,250	※ 2 198,658
その他	—	19,746
流動負債合計	1,296,030	976,693
固定負債		
長期借入金 ※ 3、4	1,500,000	※ 3、4 15,000,000
リース債務 ※ 5、6	58,738	10,390
長期前受収益	34,713	29,308
繰延税金負債	7,829	5,718
資産除去債務	39,125	39,593
固定負債合計	1,640,406	15,085,010
負債合計	2,936,437	16,061,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,415,428	17,716,357
資本剰余金		
資本準備金	4,405,428	7,706,357
その他資本剰余金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金合計	14,405,428	17,706,357
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	27,696	20,760
繰越利益剰余金	△14,038,037	△20,480,375
利益剰余金合計	△14,010,341	△20,459,614
自己株式	△1,104,923	△1,104,923
株主資本合計	13,705,591	13,858,177
新株予約権	-	12,810
純資産合計	13,705,591	13,870,988
負債純資産合計	16,642,029	29,932,692

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
契約金収入	200,000	200,000
営業収益合計	200,000	200,000
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1、2 5,280,094	※1、2 4,715,202
営業費用合計	5,280,094	4,715,202
営業損失(△)	△5,080,094	△4,515,202
営業外収益		
受取利息	250	145
助成金収入	146,355	54,175
業務受託収入	※1 62,061	※1 46,329
保育事業収入	※3 153,627	※3 85,033
受取負担金	※4 69,488	※4 23,465
その他	43,336	※1 32,963
営業外収益合計	475,119	242,112
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	-	2,541
支払利息	11,623	69,371
株式交付費	22,320	23,136
支払手数料	※5 222,361	※5 1,313,047
保育事業費用	※3 103,897	※3 109,892
期限前返済清算金	-	19,549
保育事業助成金返還額	-	46,123
その他	1,984	25,131
営業外費用合計	362,187	1,608,795
経常損失(△)	△4,967,162	△5,881,884
特別利益		
関係会社株式売却益	※6 90,000	-
固定資産売却益	1,054	5,390
特別利益合計	91,054	5,390
特別損失		
固定資産売却損	108	-
固定資産除却損	1,970	6,212
減損損失	※7 106,367	※7 174,335
課徴金引当金繰入額	※8 39,000	※8 11,408
解約負担補償金	※9 51,848	-
リース解約損	-	※10 133,520
関係会社株式評価損	-	※11 202,739
関係会社支援損	-	※12 42,794
特別損失合計	199,294	571,010
税引前当期純損失(△)	△5,075,402	△6,447,505
法人税、住民税及び事業税	3,880	3,880
法人税等調整額	2,531	△2,111
法人税等合計	6,411	1,768
当期純損失(△)	△5,081,813	△6,449,273

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,226,830	4,216,830	7,000,000	11,216,830	34,997	△8,963,524	△8,928,527
当期変動額							
新株の発行	3,188,598	3,188,598		3,188,598			
準備金から剰余金への振替		△3,000,000	3,000,000	—			
自己株式の取得							
圧縮積立金の取崩					△7,300	7,300	—
当期純損失(△)						△5,081,813	△5,081,813
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	3,188,598	188,598	3,000,000	3,188,598	△7,300	△5,074,512	△5,081,813
当期末残高	14,415,428	4,405,428	10,000,000	14,405,428	27,696	△14,038,037	△14,010,341

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△604,923	12,910,209		12,910,209
当期変動額				
新株の発行		6,377,196		6,377,196
準備金から剰余金への振替		—		—
自己株式の取得	△500,000	△500,000		△500,000
圧縮積立金の取崩		—		—
当期純損失(△)		△5,081,813	—	△5,081,813
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	△500,000	795,382	—	795,382
当期末残高	△1,104,923	13,705,591	—	13,705,591

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,415,428	4,405,428	10,000,000	14,405,428	27,696	△14,038,037	△14,010,341
当期変動額							
新株の発行	3,300,929	3,300,929		3,300,929			
準備金から剰余金への振替				—			
自己株式の取得							
圧縮積立金の取崩					△6,935	6,935	—
当期純損失（△）						△6,449,273	△6,449,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,300,929	3,300,929	—	3,300,929	△6,935	△6,442,337	△6,449,273
当期末残高	17,716,357	7,706,357	10,000,000	17,706,357	20,760	△20,480,375	△20,459,614

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1,104,923	13,705,591	—	13,705,591
当期変動額				
新株の発行		6,601,859		6,601,859
準備金から剰余金への振替		—		—
自己株式の取得		—		—
圧縮積立金の取崩		—		—
当期純損失（△）		△6,449,273		△6,449,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			12,810	12,810
当期変動額合計	—	152,585	12,810	165,396
当期末残高	△1,104,923	13,858,177	12,810	13,870,988

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	10～20年
機械及び装置	4年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
-------------	------

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益認識

(株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価)

株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価は、契約時点で確定している対価について、契約書に定める移行時期までの期間に基づき、受取金額を上限に定額法により認識しております。

(2) 繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への会計処理

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	21,894	7,143,565
短期金銭債務	40,991	40,545

※ 2 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

※ 3 実行可能期間付タームローン契約及び担保に供している資産及び担保に係る債務

当社グループのタイ国における構造タンパク質発酵生産プラント建設資金を安定的に調達するため、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫との間で、極度額5,000,000千円の実行可能期間付タームローン契約を2019年3月29日付で締結しております。

なお、当該実行可能期間付タームローン契約は当事業年度において解約しており、当事業年度末の借入未実行残高はありません。

① 実行可能期間付タームローン契約に係る借入未実行残高等 (単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
実行可能期間付タームローン極度額の総額	5,000,000	-
借入実行残高	1,500,000	-
借入未実行残高	3,500,000	-

② 担保に供している資産 (単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	4,592,781	-

③ 担保に係る債務 (単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
長期借入金	1,500,000	-

※ 4 保証債務及び担保に供している資産及び担保に係る債務

Brewed Protein™の米国での量産体制構築、並びに新素材の研究開発等に充当することを目的に、株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約(2020年12月25日付)を締結し、金銭債権の流動化取引を用いて、特別目的会社である合同会社Eveより資金調達をしております。

① 借入枠及び未実行残高 (注) (単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
総額	-	25,000,000
期末残高	-	14,500,000
未実行残高	-	10,500,000

注) 当社は、合同会社Eveに対し、上記借入金と同額の債務保証を行っております。

② 担保に供している資産 (注) (単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
売掛債権	-	28,353
機械及び装置	-	701,277
車両運搬具	-	21,254
工具、器具及び備品	-	74,907
土地	-	2,481,479
関係会社株式	-	9,169,044
合計	-	12,476,317

注) 上記の他、当社が単独出願かつ国内登録済の特許権について質権設定しております。

③担保に係る債務

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
長期借入金	-	14,500,000

※5 ファイナンス・リース契約

設備改修等に係る資金を安定的に調達するため、三菱UFJリース株式会社との間で、2019年3月20日付の基本条件書に基づき、総額1,500,000千円のファイナンス・リース契約を締結しております。

ファイナンス・リース契約に係る未実行残高等は次の通りであります。

なお、当該ファイナンス・リース契約は当事業年度において解約しており、当事業年度末の未実行残高はありません。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
ファイナンス・リース契約の総額	1,500,000	-
実行残高	28,643	-
未実行残高	1,471,356	-

※6 財務制限条項

前事業年度 (2019年12月31日)

実行可能期間付タームローン契約及びファイナンス・リース契約については、以下の通り財務制限条項が付されております。

- (1) 2020年12月に終了する決算期以降、2決算期毎に当該決算期及び当該決算期の直前の決算期における連結のフリーキャッシュフロー値（営業キャッシュフロー+投資キャッシュフロー+資本調達）の合計値を、事業計画書上のフリーキャッシュフロー値の合計値以上にそれぞれ維持すること。
- (2) 各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、現預金の金額を30億円以上に維持すること。

当事業年度 (2020年12月31日)

金銭消費貸借契約(2020年12月25日付)及び本貸付債権の流動化取引については、財務コベナントの遵守として、以下の通り財務制限条項が付されております。

- (1) 当社保有の特許権評価額に対する当社グループ全体の借入残高の割合を一定の基準以下に維持すること。
- (2) 2021年12月に終了する決算期以降、当該決算期及び当該決算期の直前の決算期のいずれかの決算期において、当社連結フリーキャッシュフロー値（営業キャッシュフロー+投資キャッシュフロー+資本調達）が2期連続して赤字にならないこと。又は、当該連続するいずれかの決算期末日における連結貸借対照表において、現預金の残高を50億円以上に維持すること。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高 (注) 1		
地代家賃	12,420	12,420
研究開発費	87,780	111,180
広告宣伝費	—	3,000
営業取引以外の取引による取引高		
業務受託収入	58,301	44,329
その他 (雑収入)	—	25,181
固定資産の譲渡	123,718	—
(注) 1 営業取引による取引高における地代家賃及び研究開発費の前事業年度総額100,200千円及び当事業年度総額123,600千円は、本社研究棟、試作研究棟 (プロトタイピングスタジオ)、及び生地加工棟に関するXpiber株式会社との賃借取引によるものであります。		

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおよその割合

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料諸手当	241,347	251,091
支払報酬	685,197	638,458
研究開発費	1,672,021	1,351,300
減価償却費	55,644	58,230
およその割合		
販売費	6%	3%
管理費	94%	97%

※ 3 保育事業による取引高

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
保育事業収入		
児童育成協会助成金収入	131,502	67,929
保育料収入	21,444	16,500
その他	680	602
計	153,627	85,033
保育事業費用		
人件費	66,205	74,440
消耗品費	6,271	4,792
その他	31,420	30,659
計	103,897	109,892

※ 4 受取負担金

他社と共同実施した製品発表及びプロモーション活動に関する収支のうち、当該他社が負担した金額を計上しております。

※5 支払手数料

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

取引銀行との間に設定されたシンジケートローンに関するアレンジメントフィー及びエージェントフィー等の手数料を計上しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

取引銀行との間に設定された金銭消費貸借契約及び本貸付債権の流動化取引におけるアレンジメントフィー、取引手数料及びリーガルフィー等の手数料を計上しております。

※6 関係会社株式売却益

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連会社である株式会社シンプロジェンの株式を一部売却したことによるものであります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

※7 減損損失

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

①減損損失を認識した資産

（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
新社屋設計費用	山形県鶴岡市	建設仮勘定	106,000
研究開発用資産	山形県鶴岡市	建物・機械及び装置	367
計			106,367

②資産グルーピングの方法

当社グループは、原則として地域別を基準にグルーピングを行っております。また、遊休資産についてはそれぞれ個別資産ごとにグルーピングを行っております。のれんについては、原則として、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

③減損損失の認識に至った経緯

新社屋設計費用については、設計段階からの様々な環境変化を踏まえ、現況においては建設を見送ることが最適であると判断したことから、当該資産グループが遊休資産に該当すると判断し、帳簿価額を減損損失として認識しております。

④回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能額は使用価値、遊休資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。遊休資産に該当する当該資産グループについては、正味売却価額が零であると判断し、したがって回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

①減損損失を認識した資産

（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
共同研究開発費用	山形県鶴岡市	長期前払費用	154,008
研究開発用資産	山形県鶴岡市	建物付属設備・機械及び装置	19,944
研究開発用資産	山形県鶴岡市	工具、器具及び備品	382
計			174,335

②資産グルーピングの方法

当社グループは、原則として地域別を基準にグルーピングを行っております。また、遊休資産についてはそれぞれ個別資産ごとにグルーピングを行っております。のれんについては、原則として、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

③減損損失の認識に至った経緯

共同研究開発費用については、様々な事業環境変化を踏まえ、現況の事業計画においては、回収可能性に乏しいと判断したことから、帳簿価額を減損損失として認識しております。

研究開発用資産については、将来の使用見込がなくなったことから、当該資産グループが遊休状態に該当すると判断し、帳簿価額を減損損失として認識しております。

④回収可能価額の算定方法

事業用資産及びのれんの回収可能額は使用価値、遊休資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。事業用資産及びのれんの使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないと判断し、したがって回収額を零として評価し、割引率の記載を省略しております。遊休資産に該当する当該資産グループについては、正味売却価額が零であると判断し、したがって回収可能価額を零として評価しております。

※8 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各事業年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各事業年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります。

※9 解約負担補償金

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

技術革新により自社設備の生産能力が大幅に向上したことを受け、外注業務委託先に対する委託業務の中途解約を行ったため、委託先の労務費及び固定費の一部を負担したことによるものであります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

※10 リース解約損

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

本来のリース期間満了日までの利息相当額による損失を計上しております。

※11 関係会社株式評価損

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

国内関係会社株式のうち実質価額が著しく低下したものについて、減損処理を実施したものであります。

※12 関係会社支援損

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

国内関係会社に対する債権をデット・エクイティ・スワップにより精算した金額であります。

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)		
区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	5,292,771	9,206,305
関連会社株式	90,000	—
計	5,382,771	9,206,305

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式のうち実質価額が著しく低下したものについて減損処理を実施し、関係会社株式評価損202,739千円を計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	25,094	25,253
減価償却超過額	156,152	108,690
資産除去債務	11,917	12,060
株式報酬費用	—	3,902
減損損失	—	33,507
関係会社株式評価損	—	61,754
関係会社支援損	—	13,035
繰越欠損金	3,979,135	5,820,147
繰延税金資産小計	4,172,300	6,078,350
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,979,135	△5,820,147
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△180,291	△231,324
評価性引当額	△4,159,426	△6,051,472
繰延税金資産合計	12,874	26,878
繰延税金負債との相殺	△12,874	△26,878
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,572	8,030
固定資産圧縮積立金	12,131	9,093
未収入金	—	15,473
繰延税金負債合計	20,703	32,596
繰延税金資産との相殺	△12,874	△26,878
繰延税金負債の純額	7,829	5,718

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 新株の発行

当社は、当連結会計年度の末日後の期間において総額499,950千円の新株を発行しております。当該事象に関する内容は、以下のとおりであります。

① 第三者割当増資 499,950千円

(1)概要

当社は、2021年3月29日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2021年6月15日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議致しました。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 111,100株
発行価額	1株につき金4,500円
発行価額の総額	499,950千円
払込期日	2021年6月30日
割当先及び割当株式数	UMI2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社 111,100株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金の一部に充当する予定であります。

2. スtock・オプション（新株予約権）の付与

当社は、将来の業績に応じた経済的還元を行うことを通じて、当社及びその子会社の役職員に対して更なる社会的価値創出の機会を提供することを目的として、2021年3月12日開催の取締役会の決議に基づき、従業員に対し、会社法第239条の規定に基づくStock・オプションとしての新株予約権117,722個を2021年3月15日付で付与致しました。

詳細につきましては「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 注記事項 (重要な後発事象) 1. Stock・オプション（新株予約権）の付与」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 子会社の増資の引受及び子会社株式の担保設定

当社は、連結子会社Spiber (Thailand) Ltd.によるタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当するため、同社による総額240,000千THBの増資を引き受けており、同社株式に対して金銭消費貸借契約に基づく質権を設定しております。

また、当社は、連結子会社Spiber Holdings America Inc. による米国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当するため、同社による総額13,400千USDの増資を引き受けており、同社株式に対して金銭消費貸借契約に基づく質権を設定しております。

当該事象に関する内容は以下のとおりであります。

① Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受

(1)概要

当社は、2021年2月16日付で下記の通り当社タイ国子会社による増資の引受を決議し、以下の通り払込を完了しました。

(2)増資の目的

タイ国における発酵生産プラント建設及び生産設備投資のため。

(3)増資の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	240,000千THB
払込時期	2021年3月22日
増資後登録資本金	2,900,000千THB
増資後払込済資本金	2,690,000千THB
その他	当社が取得した子会社Spiber (Thailand) Ltd.の株式は、金銭消費貸借契約に基づき担保に供されております。

② Spiber Holdings America Inc. (連結子会社) の増資引受

(1)概要

当社は、2021年2月16日付で下記の通り当社米国子会社による増資の引受を決議し、以下の通り払込を完了しました。

(2)増資の目的

米国における精製プラント建設及び生産設備投資のため。

(3)増資の内容

発行会社名	Spiber Holdings America Inc.
増資払込額	13,400千USD
払込時期	2021年3月25日
増資後資本金	13,510千USD
その他	当社が取得した子会社Spiber Holdings America Inc.の株式は、金銭消費貸借契約に基づき担保に供されております。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	705,521	109,205	—	67,862 (10,691)	746,864	335,425
	構築物	537,386	3,432	4,835	61,239	474,744	294,305
	機械及び装置	289,643	516,474	—	104,841 (9,252)	701,277	942,320
	車両運搬具	26,486	4,710	—	9,943	21,254	74,080
	工具、器具及び備品	109,707	31,274	71	66,003 (382)	74,907	622,868
	リース資産	69,106	583,782	524,060	103,283	25,545	54,078
	土地	2,481,479	—	—	—	2,481,479	—
	建設仮勘定	—	52,773	—	—	52,773	—
	計	4,219,331	1,301,655	528,968	413,173 (20,327)	4,578,845	2,323,079
無形 固定資産	特許権	7,127	300	—	1,098	6,329	—
	ソフトウェア	20,333	350	—	7,672	13,010	—
	コンテンツ資産	11,596	7,784	—	10,497	8,883	—
	特許実施権	40,123	—	—	9,259	30,864	—
	計	79,181	8,434	—	28,527	59,087	—

(注) 1. 「当期償却額」欄の()は内数で、当期の有形固定資産の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち、主なものは次の通りであります。

リース資産 培養精製装置 563,782千円

機械及び装置 生地加工装置 40,000千円

3. 当期減少額のうち、主なものは次の通りであります。

リース資産 培養精製装置 524,060千円

構築物 培養精製装置 4,835千円

4. 当期減少額のうち、リース資産の培養精製装置524,060千円は、リース契約中途解約に伴い、資産科目(機械及び装置/工具、器具及び備品等)へ振替をしたものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	2,541	—	2,541
課徴金引当金	187,250	11,408	—	198,658

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	株券不発行
剰余金の配当の基準日	9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
株式の譲渡制限	取締役会の承認を受けなければならない。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.spiber.jp/about/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1号の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

提出日	提出先	提出事由
2020年4月1日	東北財務局長	その他の者に対する割当

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

提出日	提出先	事業年度
2020年4月1日	東北財務局長	期8期（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）
2020年4月1日	東北財務局長	第9期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）
2020年4月1日	東北財務局長	第10期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）
2020年4月1日	東北財務局長	第11期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）
2020年8月31日	東北財務局長	第12期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
2020年11月30日	東北財務局長	第13期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(3) 半期報告書及び確認書

提出日	提出先	事業年度
2020年4月1日	東北財務局長	第9期（自 2015年1月1日 至 2015年6月30日）
2020年4月1日	東北財務局長	第10期（自 2016年1月1日 至 2016年6月30日）
2020年4月1日	東北財務局長	第11期（自 2017年1月1日 至 2017年6月30日）
2020年8月31日	東北財務局長	第12期（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）
2020年11月30日	東北財務局長	第13期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）
2021年6月30日	東北財務局長	第14期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

(4) 臨時報告書

提出日	提出先	提出事由
2020年1月29日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年2月28日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号
2020年3月30日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（※1）
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号

2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
2020年8月31日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年9月29日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年9月29日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年11月4日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年11月30日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年12月18日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年12月22日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2021年1月4日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2021年3月18日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2021年6月18日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号

(5) 臨時報告書の訂正報告書

提出日	提出先	提出事由
2020年4月7日	東北財務局長	2020年3月30日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書 上記（※1）の臨時報告書の訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

Spiber株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那須 伸裕	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 壮一郎	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Spiber株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度の末日後に開催した取締役会において、新株予約権の発行を決議し、新株予約権を付与している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度の末日後に開催した取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

Spiber株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那須 伸裕	㊞
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 壮一郎	㊞
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Spiber株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当事業年度の末日後に、タイ国子会社の増資を引き受けており、同社株式に対して金銭消費貸借契約に基づく担保を設定している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当事業年度の末日後に、米国子会社の増資を引き受けており、同社株式に対して金銭消費貸借契約に基づく担保を設定している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当事業年度の末日後に開催した取締役会において、新株予約権の発行を決議し、新株予約権を付与している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当事業年度の末日後に開催した取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切

な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。